# 明治初年の修史・教科書・国学者

### 秋 元 信 英

#### しがき

どの観点から着目されてきた②。学術が精密に分化していない時期の業績ではあるので、著者たちは一人で国語科ばかりか歴史科の教科 焦眉の急務であり、洋学者(事例。 始まり詞の種類(品詞)、名詞の諸変化を教授して、一級(四年生)では接詞、 若干の関心を向けたい 書の編集に参画した場合があった(事例。黒川真頼)。それゆえに、修史と史学の発達に志向する本稿筆者には、国語科の場合についても 教科書とりわけて文法教科書(文典) に関心を向けたい。明治五年九月八日、下等小学教則では文法が正課であり四級(今の三年生) から 十九世紀の修史と史学の発達に志向する立場から、 文法の教科書(文典) は急がれて各種が出版された。 田中義廉)や国学者(事例。 最初の歴史科(史学輪講)・地理科(地学輪講)に関心を向けたい。次には国語科の 国語学史の教科書が概説するように、国家的な見地から国文法の教科書は 黒川真頼)が次々に著わした。それらについては国語教育史や国語学史な 副詞、嘆詞の種類に至った。実際には「当分欠」とされたも

出した数値では、『官版史略』は明治八年から十三年までの間に十三万部以上が普及した『』。 町版や地方版も普及した筈であるから、 実数 は巨大になったろう。管見の範囲においても学制後期の『文部省第六年報』明治十一年度には、六七○○部が計上してある(四二三頁)。 あっても、 せた(巻末には、発兌書肆に須原屋茂兵衛その他が記載してある)教科書は、必ずしも実際に学校が採用したとは断定できない。そうで れたように歴史科は下等小学(四年制) に独立していなかった。教科書は検定制度以前であったので、文部省が直接に作成して、流通さ 学制をふまえた最初の歴史科(史学輪講)の教科書は、 最初の模範であるから全国から需要があり、官も許可したので各地に開版され普及した。海後宗臣が『文部省年報』により算 明治五年版の木村正辞・内田正雄共著『官版史略』全四冊であった。すでに知ら

ての前進であった 制である文部省にしても、全国各地に採用される教科書にしても、いずれも新制度なのであって、経験していない制度および図書に向かっ 階梯』が九五三三部の三点(順不同)に過ぎない。これについでは、 しかに教科書史の上では、木村正辞。 これを越える数値は内田正雄『輿地誌略』(著者の内田正雄は、 二一頁)。これを別格にすれば、 平瀬作五郎『画学初歩』七四六三部、浅井馨『備後地誌略』が九〇〇〇部であり、および中川重麗『博物学 内田正雄共著『官版史略』全四冊は、よく普及した最初の全国的歴史教科書として認められる。 すでに明治九年に亡くなっていた) が五万部と言う驚異的な数値である(四 東京師範学校『改正日本地誌略』が六〇四四部である(四二一頁)。 た

間ハ精々勉強可致事」と。 範囲が広く、 部局になったほのその文部省職員章程、 であり、 には「翻訳課 学制期の文部省において教科書および図書の編纂を所管したのは、文部省の幹部であった大書記官・西村茂樹(一八二八―一九〇二) 文部省達で「教科書翻訳受持候者ハ自宅二相務、毎月十ノ日、 一時代を形成した。 外事課とでも言うのが実態であろう。勤務については、この二課については特別な扱いが適用されて、 本課ハ翻訳及洋文書翰往復並外国教師条約書等ヲ翻訳訂考シ外国教師ノ通弁ヲ掌ル」と。同上、二九頁。翻訳課は職務の 同上、六三頁。 明治四年十二月、文部省職務定例によれば、本省下局学務局の「六編書課付字書調掛」。「七翻訳課」が、担 第九章には、「編書課 学制期の官吏が著述に活発であったのは、 本課ハ中小学二用ユル教科ノ書ヲ編成スルコトヲ掌ル」と。そして第十章 本省へ持出候様可致事、但自宅二於テ相務候共、 この規則の賜物であった。 休日之外、 明治五年十月十七日 毎日六時

三月十五日)であった。 江戸派国学者(木村正辞・横山由清・榊原芳野・黒川真頼) であった。それに準じて那珂通高(一八二七—一八七九) を無視できない。 を廃して編書課に合併した(六年十二月十八日)。そこに属して歴史科や国語科教科書の創出的著述ないしは修史に従事したのは、 ヨリ局長ノ許可ヲ受クルニ於テハ宅調スルモ自由タルベシ」と(『法規分類大全』第一編、 文部省事務取扱規則)。 局課の組織には変更があり、大雑把には、 職務については、明治六年に編書課条例が規定された。勤務については、 学制期には編書課が基軸であり、教育令に移行して編輯局に昇格した(明治十三年四月二十八日付、 編輯寮(明治四年九月) —教科書編成掛(明治五年十月) —教科書編成課—編書課(明治六年 官職門十四、文部省、九十頁)。ついで翻訳課 第二条が「編述引受候上ハ其書ノ都合ニ 文部省達 群

は、 が天皇歴代史の形式を採用していて、「十分に歴史教材としての検討を経ていない」と判決された。言わば天皇の歴史を簡単に編成して、 学制期、 個別の教科書ごとに構成 文部省の教科書編集に従った国学者たちをめぐり、従来には二つの立場からの研究が構築されてきた。教科書史学の立場から 教材、 思想などの内的要素が検証されてきた。一例をあげれば、 木村正辞『官版史略』 の皇国編 (第一冊)

小学校の子供に暗記を要求していると看る⑤。

文部省の事業に参画して。ついで、東京大学文学部―文科大学の教授陣につらなった。あるいは宮内省に勤務して祭祀、 統の修史事業に参画した。この系統から修史館史学―考証史学が発達して、近代歴史学の出発を基礎づけた。国学者は神祇官から始まり 近代日本史学史を主導してきた立場においては、要旨、こう観察する。 基軸は漢学者と国学者の双方軸が対抗した。 漢学者は太政官系 有職故実の調

史・教科書・国学者」の相互の関係をめぐり丁寧に初歩的な考察を施したい。 集合した事態になってしまう。それを解きあかすためには、本稿では左記のような観点およびび手法(1~4) から標記の「明治初年の修 学制に合流する経過を追跡したい。この手順を省略すれば、学制期の教科書編者たちは、 ちの修史事業に対抗したと見做すのは、 である。 く別個に事業を前進させたのであった⑦。本研究においては、事業の濫觴をめぐり学制以前史に関心を向けて制度および人物が、文部省、 官吏たちは学制の後期には文部省の教科書編集事業から離れた。国学者たちが一団を形成して文部省に依拠して、太政官系統の漢学者た さわった国学者と修史局の漢学者の事業が対抗関係にあったと想定するのは、官制、学者の系譜および時間軸の諸要素から判定して無理 こうした官制と国学者の業績は、制度および学派の系譜を確実にトレースしなければ間違った想定を招く。文部省の教科書編集にたず 正院歴史課が修史局に昇格したのは、明治八年四月十四日であった(『明治史要』・『公文録』)。すでに明治七年から検討された結 文部省の教科書編集ないしは修史は、 いささか針小棒大のきらいを免れない。 それよりも以前に開始していた事業であり、職員も少ない。後述するように国学系統 大久保利謙が想定するように、両者は協議することもな 言わば自明の約束に従い文部省ないしは学制に

- 龍吟会、 意識を設定する (1)学制の以前史と以後史を連結させる。それは、すでに文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第一 昭和十三年)にあった。ここでは学制以後に限定しないで、明治二年に遡及させて、しかも維新前後を連続させて考察する問 巻(社会教育会·
- 新政府に起用されて、 (2) 明治二年の修史事業の史料、 混乱をも経験して、 官制、 やがて明治五年の学制前期の『官版史略』に連結する以前史を認める。 漢学者、国学者をめぐり時間に従い検証する。この作業により旧幕府、 和学所の木村正
- 明治三年以後、 形式、内容の特質を解析する。 大学―文部省の教科書編集事業に従事した国学者に集中する。とりわけて木村正辞・榊原芳野・那珂通高の 従来の教育史学には、 王政復古路線に属した明治三年の大教宣布の詔に着目して、 教科

が基軸になり教育施策が貫通したと見做す場合があった。

現代的な縦割りのシステムにより職務に従事したわけではない。それでも明治二年の当時から小中村清矩が国学者たちの一群を指導して 期には、木村正辞が格上であった。小中村清矩は明治三年には神祇官―宣教使―教部省の系統に属して祭祀や神社制度の考証に従事して、 文部省の教科書編集には参画していない。彼らは相互に連絡を維持して、御用掛などの名目により複数の官庁に交差して職務に従事した。 官系統の修史事業に対抗した国学者グループの指導者として強調される場合がある。けれども、後述するように明治二年の修史制度の時 集・4]に所収の「京都における皇学所創設の事情」は、その人物と制度案、さらには政治状況を、わかりやすく叙述している。それで いたと言うような印象は、 も後年には大教宣布の詔が神道、 とみるよりも政治家肌の人物であり自ら皇学を標榜して神道や国学を軽蔑していた。大久保利謙『明治維新と教育』[大久保利謙歴史著作 しかしながら、結果から歴史を遡及させる解釈が万全ではない場合もある。大教宣布の詔の起草者であった長谷川昭道は、書斎の学者 現実的ではない(®)。 国学のスローガンのような印象が普及した。最初の文学博士の一人である小中村清矩については、

順を省略して印象的な断定を与えるのには、 学者の仕事については、著作物の形式と内容を解析する手順が必要になる。学制の前期に文部省に在席した国学者についても、 慎重でありたい この手

分類式に日本文化史を叙述するのに志向した。 榊原芳野については、辞書に見える伝記の印象が普及している。ここでは、 彼の教科書および修史の業績から内在的に証明する。

彼は

- 科』に至る一連の業績をめぐり考察する。とりわけて、 式に日本文化史を叙述するのに志向した状況が証明できる。そして、彼が狩谷望之の系譜をひき、訓読や用字の考証に精密であった様子 (4) 木村正辞の教科書編集と史学をめぐり考察する。 未完成におわった『国史案』―『日本史要』について詳述する。 最初の教科書である『官版史略』から始まり、 司法省に移動してからの『憲法志 それにより、
- をめぐる観点から研究の対象に設定したい。すでに予示したように、この作業により木村正辞の歴史教科書と黒川真頼の史学には制度上 科書を出版した) めるのは躊躇する。 (5)黒川真頼の教科書編集と史学をめぐり考察する。国学者の黒川真頼は一身において、歴史科教科書(明治二十年代に中学の歴史教 ばかりか学制期に国語科教科書 (国語文法。文典) をも成功させた。 とりわけて文典の場合。 従来においては、黒川真頼をめぐり特立して考察する機会が少なかった。 しかし、それは画期的な成果であったと万全に認 修史および教科書

### 1)官制・著者の系譜―明治二年に着目―

微細ではあるものの新知見を追加できる 二年の後半になると紛争状態になった(。)。本稿が志向する修史事業は、大学校よりも以前に開始して、そこに学校-本稿筆者は大学 (知学事・山内豊信) 部分であるものの、 および学派の系譜に関心を向けたい。 すでに胚胎していた。その考察により、太政官の修史事業と文部省の教科書ないしは修史事業の源流について、 の紛争過程をふまえつつ、 明治二年六月十五日に、昌平学校を改組して建制された大学校(別当・松平慶永) 明治二年二月から始まっていた修史事業の制度(『太政官類典』 ―大学校―大学の紛争 第 明治

と解釈するのは、 のなかでは際立って高官である。 『官版職員録』(須原屋茂兵衛版。 に彼ら国学者(木村正辞・小中村清矩・横山由清・榊原芳野。 学制期の官にいた国学者については、 現実から遠い。 内容は、 そうであるからと言って、学制以前史に属した大学―大学校の諸事業が平田派の国学者により推進した 官制および学派の系譜をめぐり冷静な認定が必要になる。 明治三年七月力)によれば、 黒川真頼) 大学(別当。 をめぐり教科書編集に従事する濫觴に着目したい。 松平慶永)には大博士・平田鉄胤がある。 明治二年の修史制度に立ち戻り、 明治 国学者たち 仔

伊能穎則(一八〇五―一八七七)の門人である。彼は下総・佐原の人。江戸において小山田与清の謦咳に接した。 続したとは言い難い(さらに後述)。明治二年の当時においては、彼らには、共通した地理・社会的属性があった。 を張り平田派とも連結していた。明治元年十二月、神祗官筆生に就き、明治二年三月に学校に出仕、八月には大学大助教に任じられ、つ いなかった(後述)。そして学制後期には文部省(木村正辞。榊原芳野)と元老院(横山由清・黒川真頼)に分かれたので、 には大学に在席した時期があり、木村正辞。 いで十月には従七位、権中宣教使に転じて、大学から神官教導職に進出して、 十二年)であり、しかも彼らが揃って在職し続けたわけではない。明治五年―学制の時期には、すでに小中村清矩が文部省に勤務して かれら国学者(木村正辞・横山由清・榊原芳野・黒川真頼) たちが文部省の教科書編集ないしは修史に在席した時期は学制期 (順不同) は伊能穎則の門下生である。 黒川真頼は伊能穎則のスクールに所属したのか断定の限りではない。 榊原芳野そして黒川真頼との接点があった。 明治八年五月には鹿島神宮の少宮司となった(②)。 一体、 小中村清矩・木村正辞・横山由清・榊原 賀茂真淵の門流をくむ 後述するように養父の 伊能穎則は江戸に門戸 一群の集団が持 伊能頴 明 治 Ŧi.

成していた。 共通して商家の出身であり、両親から家庭の薫陶をうけて国文学の趣味を培っていて蔵書家であった。これを要するに、彼らは一群を形 黒川春村が和学所に勤務していて、木村正辞らと旧知であり、下町に門戸を張る市井の学者ネットワークにおさまっていたろう。 彼らは

受けない。文部省編書課ないしは江戸派国学者との接点は、判然しない。しかし、国語教科書の編集に携わり初期の『古事類苑』 も参加した。彼が文部省の国学者一派と見做されるのは、多分に結果論のように類推できる(1)。 治運動に参加した。履歴や著作物から判じるならば、どちらかと区分すれば漢学の素養であり国文学、国語学の造詣が深いような印象を 教科書に名義が記載されたので(後述)、同一視されやすいのは那珂通高(一八二七—一八七九)である。彼は盛岡藩士であり、 幕末政 編纂に

部省が刊行した日本史の教科書は、木村正辞が一貫して続行した(別表2を参照)。文部省の事業は、小学校の歴史教科書から中学校の歴 教科書を著述する意義は、 史教科書に前進した⑵。木村正辞は明治四年十二月三日、文部省の学制取調掛に発令されていた。それ故に新制度である小学校のための 最初の歴史科教科書である『官版史略』を著述したのは、木村正辞・内田正雄であった。『官版史略』ばかりではない。 理解できたことであろうい。 学制の前期、 文

であり、 木村正辞が起用されたのには、学制以前、 その履歴には存在感があった。 明治二年の修史制度に根拠があった。 さらに遡及すれば、 木村正辞は旧幕府の和学所の幹部

### 2)明治二年の修史制度

り説明されてきた。 論叢』上巻[冨山房、 近代日本の修史制度は 一例をあげれば、 昭和十四年])。多年にわたり修史事業を主導してきた辻善之助の想定は、 明治二年四月四日の宸翰の御沙汰書により史局が開設され輔相・三条実美に総裁が命じられたのが、 辻善之助「本邦に於ける修史の沿革と国史学の成立」(史学会編『史学会創立五十年記念、 本邦史学史 相当な重みがある 根幹にな

いる(刊本) した意味について考察の必要をみとめなかった。 『明治天皇紀』明治二年四月四日の条は、この勅書および三月二十日に史料編輯国史校正局を旧和学講談所内に設置について略述して 第二冊、 九五頁)。 信頼されている概説も、そのように説明している⑭。 本稿は、その御沙汰書よりも二月に遡り経過をたどる手順により、教科書編集―修史事 そうした説明は、 旧和学講談所から昌平学校に移転

業をめぐる官制および学派の事情が理解できると思う。

式に配列して活用してきたのであるから、 集から掬い揚げて無頓着に使用してきた。 な史学研究法の等級にすれば第二等級史料なのである。謙虚に、それ自体に対する史料批判が必要になる. なによりも、 関係した第一次史料が依然として最低限度の質量である。それは看過できない。 不用意な手法があった。活用してきた『太政類典』や『法規分類大全』は、 従来にあった権威を認められてきた概説は、史料の外形を無視して内容のみに集中して、 従来には、 後年になり編纂された公文書 史料的本質が古典的

事したと見做すのは、こうした事例から省察してやや過剰になろう。 歴史関係の著作が活発であった。その特色は道徳教育家であった。漢学の立場から少年を教育しようとした。私塾には、門下生もあった。 発する。 彼らの業績を外形、内容の双方にわたり検証してみたい。その初歩的な作業に努力して、従来にあった果敢な想定について微少なりとも かれを社会の脱落者などとは言えない。そうであっても、亀谷行は官の修史事業に従事しなかった心。漢学者が一団となり修史事業に従 確実な基礎を追加したいと思量する。官にいた漢学者を総体として想定し難い一例をあげれば、 学協会の創立趣意を読むと、彼は先頭にあって漢学者を攻撃している。漢学者が集まっていた修史館の事業に対抗した様子がうかがえる。 究によれば、対抗関係を高揚させた政治家には丸山作楽(一八四〇—一八九九) があった。たしかに明治十六年(一八八三) に興起した中 おって彼らが内発的に発達させていった学術上の特質を見失う。本研究は学制以前史に着目しつつ、 次には、 そうであるからと言って、国学者あるいは漢学者を、それぞれに包括させて大同小異に集団的勢力の対抗関係に見做すならば、 一八三八―一九一三)である。明治四年八月十日には、太政官権少外史であった⑴。 彼は、そこの官吏であった。 修史事業と史学の発達をめぐり、国学者対漢学者の対抗関係に想定してきた(三)。それは一面の真理であった。 彼は一廉の漢学者であり歴史家であった。それでも官を辞職して著述家になった。 記録課の前身である。そこから『復古記』が出 明治二年、大学校の大助教・亀谷行(省 学制以後との連続性にも着目して、 彼は、 大久保利謙の研

数の社会ネットワークに属して成長して活動した。 ついて歴史が進行する過程のなかに設定する努力が必要になると思う。 これは一例に過ぎない。官吏であった漢学者や国学者を固定させ、それぞれに集団的一 たえずに先進の概説をふまえて、彼らの著作物に集中して、制度と学術思想を組み合わせて解析する丹念な仕事を続行して、 彼らを、明快な二分法により対抗関係に設定するのには無理な場合もある。 群と見做すのは無理がある。 個人は、 本稿筆者 同時に複 彼らに

事に宛て上申した。 【一】史料編纂。 明治二年二月十日 弁事の東京在勤は大原重朝および土方久元がわかっている。弁事の職掌は 湯島聖堂にあった学校(元年十二月十三日、 山内豊信が議定から知学事を兼務) 「時宜二依リ各官府県二往テ庶務ヲ理ス」 は 行政官の弁

すると土方久元が引き続き弁事であるのは、三条実美との意志疎通に隔意はなかったろう。明らかな証拠はないけれども、 元年後半期の『東京官員録』(須原屋茂兵衛版)によれば、鎮将の三条実美が筆頭にあり、行政局の弁事には士方久元が認められる(四丁ウ)。 土方久元に推量できる 行政官の首脳は議定・三条実美が輔相である。二月、三条実美は京都に勤務して、三月に京都から鳳輦に従い東京に向かった。 宛先の弁事は 明治

始する。[イ] 実行は簡易にする。[ウ] 職員は学校の職員が兼務する。[エ] 庁舎は学校に設置する。場所は早速に占有したい。 の興奮は見当らない。俗語もあり、平易な行文である。それであっても、この書類には要点が四点ある。要旨、[ア] 官撰の国史編纂を開 駁であり深遠な学理とでも言う思索は看取できない。武家時代の学事(つまり大著述)不在を回復する歴史的高揚とでも言う、 この起草者は手短な成功を予想している。 この二月十日付書類には、官撰国史を再興すると言う歴史的視野を備えた雄大な構想の印象を受けない。 文章が高雅とは思えない。 したがい 学事創業 雑

採用被為有候ハヽ、 以下、纂修謄録ノ官被設、学校官員ノ所長ヲ採テ兼勤被仰付候トキハ、重大ノ典ニ候ヘトモ、簡易ニ被行可申ト奉存候、 王政復古ノ御昭代二被為成候上ハ、古ノ通リ国史編修ノ大典被挙、不遠中鳳輦御再幸被為在候トキ、 六国史御編修已降、 応奉伺候、🔝 乍恐御朝政御衰頽二付テ、大著述ノ御沙汰モ無御座、鎌倉以後武門専権ニヨリ、文明ノ王化益不被行候処、 予メ編修局ノ手当トシテ、営繕司へ及掛合、学校ノ中便宜ノ所へ先何トナク坐敷続出シ仕置候様致度奉存候、 叡旨ヲ以テ御開局被仰出、 右御建議御 今般 此

から簡易な実行への着手を意見具申している 実績に言及していない。 右の二月十日付書類には、 旧幕府は地誌を編纂していた。こうした旧幕府の修史事業は開版されなかった。それ故に知らなかったのか。右の書類は、その立場 旧幕府の成島良譲は編年式に史料を編纂した『後鑑』(『続国史大系』 六―八に所収。 王朝時代から以後の修史事業は空白視されている。官立になった和学所が『史料』(塙史料) 明治三十五年刊行)に従事し を編纂している

する余地は最初から存在しない。昌平学校側の起案であろうか。『公文類聚』の編者は と実証された®。 右の書類には「両学校」と注記してある。昌平学校(頭取。 大久保利謙は新史料を駆使して、 卓見であった。それは本件にも該当する。 知学事。 山内豊信のブレーンが高知藩の儒臣・松岡時敏(一八一四―一八七七)であった 松岡時敏(七助) 松岡時敏) および開成学校(頭取。 は明治元年十一月十八日に昌平学校掛に、ついで十二月十 「稟候ノ件、 内田正雄)である。しかし、 取調員ハ学校権判事松岡七助ニシテ」 後者が関与

日に昌平学校頭取に、そして十二月二十三日には、学校権判事に発令された♡♡

検すると堂上公家は社交に多用であり、弁事の土方久元が大官を歴訪して要務を連絡しているのが散見する。戦時下であり、学事の官庁 右の伺書は、すぐに決裁されて、弁事が学校に通知している。東京の新政府は東幸して問もない。混雑している。『嵯峨実愛日記』を点

六国史御編修云々、御決議相成候、此段御達申入候也、②

機構は小規模である。決断は素早くできたろう。いわく

本であり、 問題は、 実務開始の命令にある。昌平学校が発出した明治二年三月十八日の命令には、左の様式により職員を発令した。この史料は写 正本は見つかっていない。それ故に、文字には不安が禁じ得ない

妙法院家来 木村荘之助(正辞)

和歌山「藩」「イアリ 小中村将曹(清矩)

右木村荘之助厄介 横山保三(由清)

資料編「集」[ママ] 六国史校正御用「係」「不無

右、

行政官支配 塙 敬太郎(忠韶

右 同断見習

その書類に添付された履歴書の一節にこの記事がある窓。厳密には、この記事は文言が木村正辞たち三名が同列で発令された際の、右に は、 元老院上申書である。元老院権少書記官であった横山由清が十二月二日に病没したのに際して、功績に報いて追賞を開申したのであった。 治二年三月十八日付、発。昌平学校、宛・横山由清。「一、史料編修(マトン) 御用、六国史校正兼務申付候事」と。明治十二年十二月四日付、 大体において同じ世代である。かれらの履歴の特徴については後述したい。ここでは発令の事実に限定して確かめておきたい。この人事 すなわち木村正辞(一八二七—一九一三)、小中村清矩(一八二一—一八九五)、横山由清(一八二六—一八七九)の三名が同列である。 別の史料により確実にできる。明治二年三月十七日付、上級庁の行政官は横山由清に宛て、「学校出仕」を命じた。ついで、翌日の明

引用した文言と合致しない。 史料編集六国史校正御用掛か史料編集掛六国史校正兼務なのか

長胤) の序がある『万葉集書目提要』・『万葉集書目』を仕上げていた。これらは、 るシステムであった。そこに右の三名が記載されている。すでに文久三年十一月、和学所稽古所の会介は、木村荘之助(正辞)、 に付随して慶応三年八月十五日に報告した職員名簿がある。合計四十一人であった窓。 実に理解できる。職員の身分は幕末軍制改革により陸海軍からの出役であった。学事の計画は林大学頭が命令した。徳川慶喜の将軍宣下 請入になり、ついで新政府の行政官の支配下に編入していった。講義や編纂に従事していた学者たちは幕府からの扶持を受けていないの 府官立になっていた和学所は、 として、この三名が最終時期にみる和学所の学事の幹部であったと認められる。とりわけて、木村正辞は、すでに、 右三名つまり「妙法院宮家来、 制度史の立場から着日すれば、右の明治二年三月十八日の命令には、旧幕府の和学所(和学講談所)の事業からの連続性が認められる。 すでに、 封建社会の属性に従った。 が著者から版権の譲渡をうけて著者自身の「欟斎社中蔵版」を使用して、 には「骨折相勤」が賞されて年々銀三枚を支給された⑤。彼らは優秀と認められていたのであった。これにより、 横山保三(由清)、 彼は万葉学者の第一歩を始めていた。 黒川主水(春村)、藤田大次郎の五名であった②。そして、慶応三年十二月一日、 木村荘之助(正辞)、紀伊殿従格、 幕府が瓦解した時期における和学所の制度は、『慶応三年丁卯年御用留』が刊行されているので、 幕府瓦解の当時に、 慶応四年六月二十日、 国学所頭取、 廃止された。 明治二十二年(一八八九) に大八州学会(発行者の名義は魚住 小中村将曹(清矩)、寄合御医師、 奥付のみを金属活字により新調して刊行されて、 編纂事業と、そのための人材育成が同時に進行す 幕臣であった頭取・塙忠韶 (三十七歳) 林大学頭から達書により、 添田玄春家来、 慶応二年(一八六七) 塙忠韶を別格 横山保三 小中村将 かなり確

ろう。 教官に起用する措置ではない。 和学所の修史事業を承知していたのであった。二月十日付書類の起草者とは違う。しかも、この三月十八日付人事は彼ら三名を大学校の 認めたのであろう。 いての入説があり、 国史』その他の記録から国史の逸文を蒐集して復元する修史事業に他ならない。 こうした幕府末期の職員名簿を基礎にすれば、 事情不明の域を脱しないものの、二月から三月半ばにかかる時期には、昌平学校あるいは山内豊信の周辺では旧和学所の事業につ 辞令にある文言の「史料編修」とは塙史料の再興であろう。「六国史校正」とは、 その効果により木村正辞らを起用する判断に到達したのである。三月十八日付人事書類の真の氏名不詳な起草者は、 それは次の段階である 明治二年三月十八日の発令は、 国学者は、そうした逸文を研究する意義を熟知していた 旧幕府―和学所の学者を起用して旧来の事業に連続性 六国史や律令の出版事業であり『類

措置も、 料編纂事業との系譜的関係に理解が思い付かないのであろう。和学所の庁舎および書庫は崩壊していない筈である。旧職員を復旧させる 和学所ヲ以テ之二充ツルカ、文書遺闕シテ考フル所ナシ」と⑻。この編者は物理的な庁舎の便宜ばかりに解釈している。 校正局ヲ(文化六年以来の。 に「史料編修国史校正局ノ事ヲ元ノ和学所、表六番町二於テ修ス」と。『公文類聚』の編者は推量して「学校中増築ノ事ハ行ハレスシテ、旧 してみれば幸福であった。 事業および職員のみが決っせられたのではなかった。 多少は希望できよう。発令された三名および一名のみが従事した程度では、史料編纂は無理である。旧和学所の再興は、 編纂に接続している。塙忠韶および木村正辞らを起用した意味は、そこに接続している。『大学起源』は明治: 秋元註)東京表六番町元和学所二開ク」と(二五丁)。これは、旧幕府時代の和学講談所―和学所の事業であ 明治二年三月二十二日、『公文類聚』第一編第二十三巻によれば、「〇史料編修国 一年三月二十二日 旧和学所の塙史

と塙家の家産としての連続性、この二点が認められる。 家の事業と見做す発想があった。これは看過できない封建的、社会的発想であった。三月十八日の命令には、 ここには家産的解釈があった。 見習として塙忠韶を起用しているのは、 彼の学事の業績が判然しなくても(見習である) 和学所の事業からの連続性 史料編纂が

るのであろう。この宸翰と三月十八日の辞令は、 た(国立国会図書館憲政資料室所蔵、『三条家文書』―書類の部―、二〇-7)。特定な官吏(三条実美)に叡慮が最初に発せられてから、 人事や庁舎が決せられて進行したのではない。順序が反対なのである。 三区分して考察したい(①―③)。 【二】御沙汰書 こうした人事の次には、 四月四日、 連続しているのであろうか。連続しているのであれば、逆の順序ではないのか。 輔相・三条実美に総裁の宸翰御沙汰書―それは人があまねく知る―が発せられ 宸翰は、 政府や宮中において精密な合意が形成せられて発せられ 事態を

起草者には、いささか文澡とでも言えるような心得がある。 王政復古の歴史的意義が強調されている。 (一七九九─一八八○)、谷森善臣(一八一七─一九一一) が修史事業に参加した。 えば、二月十日付の伺書に応答した歴史の叙述を目指した思想である。したがい、この宸翰の本旨は二月十日付伺書に応答している。 「名分」が使用されている。官撰史書を目指して、歴史の運行をめぐる史観が推定できる。職務は史料集の編纂ではない。どちらかと言 ②四月四日の宸翰は、 ①大体、この御沙汰書は内容が三月十八日付の人事および業務命令と合致しない。二月十日の伺書に対比すれば、 事態を変動させた。五月八日には追加の人事があった (別表1を参照)。京都から東京に進出してきた平田鉄胤 同時に、すでに東京に勤務していた昌平学校の漢学者 漢学の系統に使用されている用語 この宸翰のかくれた

十月 三名 (頼復・藤野正啓・岡松辰) た措置に対する、 新制の昌平学校、二等教授に任用されていた。合計五名の追加は、三月十八日に旧幕府の事業に縁ある江戸派の国学者が起用され 新政府の各方面からの反動であったのか。 も追加して発令された(別表1を参照)。 この三名は旧幕府に連なる人材ではない。 すでに明治元年十月

五月八日の追加人事は三月十八日の人事と最初から約束された総合的な措置であったろうか。 一考を必要とする

解釈できる。 国史校正の庁舎が学校に集められたのは、 昌平学校は大学校に改組される。八月二日には学神祭があり、八月五日が国学・漢学が合同した大学校の開講になる(後述)。史料編纂六 の学校とは漢学の昌平学校ではなくて、官庁としての学校の意味である。ついで国政は六月十七日に版籍奉還があり中央集権に前進して、 れを要するに、事態は四月四日の宸翰を境にして変動した。 ③そればかりではない。『公文類聚』が引用する『大学起源』によれば、 してみれば、五月二十二日に修史に関連した「局」を学校に指定したのは、 旧和学所を大学校の一分校として独立させるよりも、業務を本部に集中させた意味であったと 五月二十二日、史料編修国史校正の「局」が学校に移動した。こ 和学所の再興を打ち砕く措置であったろう。こ

に学習すると、一枚の書面に三月十八日および五月八日の発令が連続して記載してある。 ついては、従来に深刻に考察されなかった。これまでは編纂された公文書集により、自明な発令として解釈されてきた。 [三] 史料批判。 三月十八日の人事と五月八日の人事は(別表1を参照)、どのような形式の文書により発令されたのか。 その書類を仔 この手順

月十日に追加の人事をも追加して一枚の書面に清書して一斉に各人に発令されたのか。とても、 に所収されていて、それを疑問なく受け入れてきたのではないのか。三月十八日の人事が終わってから、改めて最初からの構想に従い五 私見は、ここに史料批判の余地を指摘したい。元来は一枚の書類ではなかった別個の各人に宛てた書類が一枚に合成されて、 そう言う解釈では無理と思う 公文書集

みるのが、 て新たに、この人事が実現したと見るのが自然である。 が生きている措置である。大学の制度を前提にした解釈は、無理になる。したがい、この辞令は本人にあて、 れていた。この辞令が、三月十八日付の辞令と一枚に書き上げられたとは解釈できない。京都から東京に移動してきた平田鉄胤が登場し 「当官」と言うのは、 その証拠の一例は、 自然である。 明治二年四月十七日付、京都にある皇学所の一等教授である。すでに明治元年九月十五日、 平田鉄胤にある。五月八日に「当官ヲ以、 平田鉄胤の辞令を基礎にすれば、 しかも、「当官」と言うのであるから、東京の大学の官職に発令される以前の官職 その他の職員に対する発令も、 国史考閲御用掛被仰付候事」と発令された(『百官履歴』 上冊、 各人に宛て、それぞれに作成され発出された。 一枚の辞令が発出されたと 皇学所御用掛に発令さ

記事を記載している。官位からみて『太政官日誌』に所収するべき記事であった。三月十八日、 い。文章で叙述された意味での国史)を点検する格上の指導者の意味であろうか。『太政官日誌』第八号、 に見当らない理由は、 (東京堂——刊本、第三冊、 「国史考閲」とは厳密には意味不詳の域をでない。 職務と官位の関係が明快でなかったのに違いない。 四八頁)、平田鉄胤が京都の皇学所御用掛にくわえて侍講が追加され、 強いて解釈すれば出来上がった国史(もちろん後年に現われた編年体の史料集ではな 東京の修史に関した記事が『太政官日誌 宮中の都合もあり従六位上に叙位された 明治二年一月十九日の条には

的であった。平田学にも触れていたので、祭祀にも心得があった。廷臣からも引立てられ学習院に講義した。 たとみるのが自然であろう。谷森善臣は三条西家の侍臣から出身した。伴信友の門人で史学に造詣が深い。伴信友の問題意識を発達させ 同じく五月八日には、京都から移動してきた谷森善臣(一八一七—一九一一)が発令された。この場合も、彼にあてた書類が発出され 壬申の乱と大友皇子への関心から山陵を考察した。文久三年(一八六三)の神武天皇山陵修補に従事し、 宮廷の評価は高かった。 史書と遺跡を考証して実証 維新前に従六位上に叙位せ

十日何書に応答した判断があり、 三月十八日と五月十日の中間には、 これを要するに公文書集に所収されている辞令は、後年に記録を編纂する際に、修史に関した辞令を一括して一枚に作成し直された。 四月四日の御沙汰書に成文化されて、五月十日に追加の人事および職務命令があった。 四月四日の御沙汰書が下賜された結果に、証拠不十分で証明できない政治過程があって、むしろ二月

別当が松平慶永になった。大久保利謙が説明するように、明治二年七月には一斉に教官が発令されて、大学校が八月に開校した。九月に は国・漢学両派の学内紛争が集議院への下問になり、漢学派の優勢になった。 よりも青年の塙忠韶が上席である。彼に対しては、旧時代の名誉や業績を継承する家産として解釈されていたのであろう。八月二十四日 清は大学中助教に、塙忠韶は大学少教授に、それぞれ任じられた⑻。一個人としてみれば、すでに万葉学者として業績があった木村正辞 二月二十日から始まった学事をめぐる一連の制度や人事を所管する。七月二十七日、木村正辞は大学大助教に、小中村清矩および横山 明治二年七月八日、「職員令」が公布された。大学校の別当(山内豊信) は職務の一端が「監修国史」とあった。

学派の少博士の頼復(支峰・又次郎)。 た。大学別当の辞令には、いわく「国史編輯局来月五日ヨリ相開候問、 大学校の紛争と連動したのが、 、明治二年十月二十九日の発令であった。漢文の修史であり、 藤野正啓(立馬)。 岡松辰(甕谷・辰吾)の三名であった(別表1を参照)。彼らは、 孰モ専務二出仕可有之候也」と。発令された職員は、 旧幕府から引き継いだ史料編修ではなかっ 新政府が再構築 すなわち漢

変更になったのに連動して、 開ク、職官沿革表材料、此時史料編輯及六国史校正ヲ止メ名称ヲ換へ漢文ヲ以テ国史ヲ編輯ス」と戀。これは正鵠をついている。 した大学校の教官であった。この書類を所収した『太政類典』の編者は、 修史の内容も変更になった。これを理解できたのである。 こう略説している。「史料編纂国史校正局ヲ改メテ国史編纂局ヲ

三等教授には蒲生精奄・沼田藩の川崎魯助・旧幕府の儒官であった塩谷誠 (修輔)、熊本藩の生駒為章 (慎太郎) である。はやくも、新人 事に移行していて名義は昌平学校であるものの、 が首席の一等教授で、二等教授には旧幕府の最後の儒官であった芳野金陵(立蔵) および広島藩の頼復(支峰・又次郎) ここに指名された漢学者三名は、どのような経歴であったろうか。明治元年の十一月頃の昌平学校は、鹿児島藩の水元成美 新政府側の人事に組織されている。 の二人であった。 (保太郎

ある。 月にあった教官人事の制度が、右に指摘した三名と合致する。『太政官沿革志』は、 ループの首席が水元成美であるのを、言っているわけである。 日に学校掛であるឱ。大久保利謙は『平田鉄胤日記』明治二年七月二十一日の条にある記事を紹介した。これは新制度に移行する直前で 右に指摘した修史事業の三名 (頼復・藤野正啓・岡松辰) は、その時期の昌平学校の教官人事と合致しない。それに続いた明治二年七 京都から東京に合流してきた平田鉄胤は、 塩谷[誠 同断、 修輔]、吉(芳) 野[立蔵。 山田[有年]、西川[吉輔]、丸山[作楽]、二宮事河野(河野春人)等也、先方ハ水元保太郎[成美]、青山春夢[延光]、頼 世育]」と。東京の大学校において国学・漢学の両派が紛争になる時期である窓。 対抗意識を高揚させて、こう言う。「大学校へ四ツ時ヨリ御用集会、 明治元年の平田鉄胤の官歴を略記している。 谷森氏 [善臣—秋元 漢学者グ

修史局の事業に参画して重野安繹一派の幹部になった。岡松辰は詩文家、法家。徂徠学派である。儒者ではなかった。史学の業績では戦 業績を説明して得難い。 国時代逸話集の湯浅常山『常山紀談』を漢訳した図 の三名の漢学者は、すでに五月十日に追加発令されていた当人であった。継続するのであれば、あらためて三名に限り発令する必要がな に他ならない。三名のうちの頼復は頼山陽の一族であり、言わば家産として尊敬された。国学の塙と同じ解釈であった。 右の明治二年十月二十九日の発令は、三月十八日および五月十日の発令を否定した。これに着目しなければならない。 十月二十九日付、 | 護園派学者たちの逸話を略述した『文会雑記』(吉川弘文館の刊行にかかる『日本随筆大成』第一期十四巻に所収) 漢学者の三名(頼復・藤野正啓・岡松辰)に限り発令したのは、従来を否定して新規の修史事業-そうした湯浅常山に関心を向けたのは、学風からして無理がない。 湯浅常山(一七〇八―一七八一) は岡山・池田氏の藩士。 徂徠学派の詩文家。 岡松辰は大学の紛争を経験して、 は、 ―漢文通史の発令 藤野正啓は後に 明治四年に

の明治 は中江兆民の恩師でもあった。復帰した官界では文部省御用掛であり東京大学の業務に従事し、後には東京大学文学部教授になった。右 は官界を去り延岡 一年の修史事業の経験は、その後にも修史事業への関心を持続させた@。これを要するに明治二年十月二十九日の三名の漢学者は ―熊本に講じた。明治九年には東京の学界に復帰し私塾・紹成書院を経営した。官界では井上毅の恩師であり、 民間で

明治 一年四月四日の御沙汰書は十月二十九日付に三名の漢学者が発令されて、ここに漢学的純一性を取得して前進した。 歴史の叙事、文章家の起用であった。

矩は明治二年四月十一日付、「官制議」を起草して「祭政官」の創設を提示している^Ց。 小中村清矩や横山由清が兼勤している窓。 ンに見いだしている⑶。そして武田秀章によれば、 【五】廃止。 それでも修史事業は順調に前進しなかった。国学者たちにも移動があった。武田秀章の研究によれば、すでに小中村清 塚豊の研究を活用して『蜷川式胤日記』により明治二年九月には太政官制度取調局に 藤田大誠は、この書類の原本を宮地直一コレクショ

年日本外史』十六冊を刊行した。これは私撰であった。 古攬要』一冊、 これは官の事業であった。明治二年の修史事業である。長松幹課長の歴史課は岩倉具視大使一向が外交交渉の際に活用する目的により『復 している。後者は外務省旧蔵本であり、 証言によれば(\*\*)、有名にならなかった業績が二件ある。前者は頼復『神皇紀略』全六巻(神紀略、 日に閉局である(36)。 大学校の経営は紛争に終始して、年未には再構築することになる。それに付随して、修史事業も廃止になった。明治二年十二月二十二 写本を仕上げたとも略説している。後者は、 この国史編纂局は仕事をしなかったような説明もある⑻。それは過言である。『復古記』の編纂に従事した沢渡広孝の 明治二十五年十二月十日、 明治二年の修史事業ではない。この二件の図書は、 沢渡広孝の証言は確実と判決できる。 一巻。皇紀略五巻)、全五冊、 なお、 いずれも内閣文庫に実在 頼復は明治十四年に『編 木版本。

史二用ヒ撰著不少、 前後における修史事業の功績に対しての賞詞と解釈したい。閉局は整然と手続されたのであった。 閉局に際しては、 奇特ノ事二候、 明治二年十二月二十二日付により大学校の中博士・青山延光に対して賞詞があった。 依之御綿五把下賜候事」といい。この場合は、 修史に従事した頼復ら三人とは別の理由であった。 いわく「従来家学ヲ受ケカヲ国

\*

明 治 一年の修史制度と三人の国学者を追跡してきた。これを要するに、 新政府の首脳部には、 明治二年三月に旧和学所の木村正辞らを

要素が基礎であった。 を、 起用する判断があった。 あらためて再認識したい。 庁舎も旧和学所であった。 四月四日付の宸翰には、その文言から帰納して、三月十八日付の人事・職務が前提になっていない。 それは四月四日の宸翰以前であった。 修史制度は、明治二年三月から始まった。 別の

史事業の正統性を歴史化する際の解釈であった。 治ないしは権力闘争の類を実証するのは、 五月八日さらには十月二十九日には、追加の人事や職務が発令された。ついには十二月二十二日付で閉鎖、 今後の課題になる。 したがい修史事業が四月四日から以降に始まったと見做すのは、 解散になった。この間の政 後年に修

註

- は海後宗臣から 坂田吉雄編『明治文化史』3[教育・道徳編] (初版。 教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』 東洋文庫蔵版、 第一巻(社会教育会、 昭和三十年。新装版、 昭和十三年)、 原書房、 四〇四頁。 昭和五十六年)、八五頁。 開国百年文化事業会編 実際の執筆 村上俊亮
- 管見の範囲では稲垣千頴には『国史通解』がある。黒川真頼の国語科教科書(文典) は国語学史の領域において考察されてきた。 科書編集」―3「主なる国語教科書」は榊原芳野・那珂通高・稲垣千頴らの教科書を論じ、「編者はいずれも著名な国文学者で、そのため 那珂通高の教科書の相互関係に着目して検討した(一〇九頁)。 期に限定した歴史的、 語教科書をリストアップしている(二九頁)。高森邦明『近代国語教育史』(鳩の森書房、 に詳述の予定 にこれは国文学的精神に立つ古典色をおびた」と批評している(四一—四四頁)。 従来には、稲垣千頴に対しては考察が行き届かなかった。 (2) 偶然に学習した文字通りの管見に限れば、山根安太郎『国語教育史研究』(溝本積善館、 教育史学的意義は捨象された。榊原芳野については、後段の(3) に詳述の予定。 飛田多喜男『国語教育方法論史』(明治図書) 昭和五十四年)、 昭和四十一年)は、榊原芳野・田中義廉 黒川真頼については、後段の(4) 第一章三「採用された教科書と教 昭和四十八年) は学制期の国
- (3)海後宗臣編『日本教科書大系』近代編、 第二十巻、 歴史三(講談社、 昭和三十七年)、 五三六頁
- (4)『法規分類大全』第一編―「官職門」十四―「官制」。二三頁
- 5 海後宗臣編『日本近代教科書大系』近代編、 第二十巻、歴史三(講談社、 昭和三十七年)、五三二頁

- 和二十七年) たちについて、いわく「文部省の編書課には(中略) 修史局とは自ずから学風が違っていた」と。二七五―二七六頁。初出は、石川謙博士還曆記念論文集『教育の史的展開』(講談社、 大久保利謙『日本近代史学の成立』[大久保利謙遜歴史著作集・7] (吉川弘文館) 歴史関係者は木村正辞の外に黒川真頼、 昭和六十三年)。学制の教科書を編集した国学者 榊原芳野、 那珂通高などの国学畑の学者が多 昭
- 昭和六十三年)、三八頁。大久保利謙『日本近代史学史』(白揚社、昭和十五年)、二四七—二四八頁 の考証史学と国学者のそれとは合流する可能性が多かった」と認めている。『日本近代史学の成立』[大久保利謙歴史著作集7] (吉川弘文館 十七年、 (7) 大久保利謙『日本近代史学の成立』(吉川弘文館、 石川謙博士還曆記念論文集『教育の史的展開』に所収。大久保利謙は明治十年代の史学の潮流について、「考証主義の点で漢学者 昭和六十三年)、二七五頁。 初出は、 「明治初期の歴史教科書と明治維新」。 昭和二
- に改作した。前者の「科業」とは「課業」であり、 にかけて脱落、 「科業」は正しい。 (8) 中村秋香「小中村清矩先生小伝」。 小中村清矩『国史学の栞』 (吉川弘文館、 昭和十一年)には、 混乱があると思う。藤田大誠『近代国学の研究』八七―八八頁も、 若干の改作が施されていて、 学制-―教育令の時期に使用された教科や教科書の意味の用語である。 注意を要する。あえて一例をあげれば、 明治二十八年)。中村秋香の記事には、 考察している。なお後年の小中村清矩『国史学の方法』 前者にあった「科業」 したがい、 明治一 を後者は「科学」 前者の 应
- 制百年史』(帝国地方行政学会、昭和四十七年)、九二―九三頁。『明治維新と教育』 [大久保利謙歴史著作集4] (吉川弘文館、昭和六十二年) 大学校に於ける国学者対漢学者の抗争一件」。 に所収の「学内における国・漢学派の対立と抗争」が詳述している。 開国百年記念文化事業会編、 村上俊亮・坂田吉雄編『明治文化史』三[教育・道徳編] (東洋文庫、 初出は、『明治文化』第十五巻七号―十六巻四号に掲載の「明治初年の 昭和三十年)、二六—二七頁。『学
- 山由清・榊原芳野が門下生にあげてある(一一頁) 六頁)。本稿は、これに従った。とりわけて嘉永元年(一八四八) (1)) 香取神宮史誌編纂委員会編『香取群書集成』第四巻(香取神宮社務所、 から始まる本所、 昭和五十九年)には、 亀沢町における学塾には小中村清矩・木村正辞・横 「伊能穎則略伝」 が叙述してある(八一
- 験を述べる。 11 那珂通高『憂国余談、 田 剛 「悟郎那珂先生碑銘 旅の苞』(岩手県湧津村、 佐藤平次郎、 明治二十六年)は、著者が仙台を起点にして諸国の志士と交友した体

- 談社、三十七年)、五四八頁 12 別表2を参照。 上等小学教則によれば、『日本略史』が三十八府県に採用された。『日本教科書大系』近代編、 第二十巻、 歴史三(講
- 制百年史』記述編(帝国地方行政学会、昭和四十七年)、一二〇頁 開国百年記念文化事業会、村上俊亮・坂田吉雄編『明治文化史』三[教育・道徳] (東洋文庫、昭和三十年)、 四五頁。文部省編『学
- を与えられ、明治五年十月の正院歴史課が、その正統的な官庁とみなしている。 『日本近代史学史』(白揚社、昭和十五年)は、 (4) 辻善之助「本邦に於ける修史の沿革と国史学の成立」(『本邦史学史論叢』 上巻 [冨山房、 明治二年四月四日の御沙汰書により六国史を継承する国史編纂にあたる常設の機関が根拠 昭和十四年])。一五—一六頁。 大久保利謙
- 書店、 (15) 岩井忠熊『天皇制と歴史学』所収の「日本近代史学の形成」(かもがわ出版、 昭和三十八年]。 平成二年)。 初出は『岩波講座・日本歴史』別巻二[岩波
- (16) 『太政官沿革志』。刊本、第八冊、三六頁。
- (17) 秋元信英「明治初年、亀谷行の史学」。未発表。
- 省」。刊本、六―七頁。これらの文書集には、字句に異同がある。ここでは『大政類典』にしたがった。以下、 元来の様式を失っていると推量したい。 (18)国立公文書館所蔵『太政類典』第一編十九。第一編四十二。同上『公文録』。『法規分類大全』第一編―「官職門」 同断。『法規分類大全』は —「官制」—「文部
- 教育』[大久保利謙歴史著作集4](吉川弘文館、 (1) 大久保利謙『日本の大学』 [創元選書造] (創元社、昭和十八年)、第三編第一章 「復古主義の大学及大学論」。 大久保利謙 『明治維新と 昭和六十二年)。
- (20) 『法規分類大全』第一編―「官職門」―「官制」―「文部省」。刊本、二頁
- 21) 前註(18) に同じ。
- (22)『太政類典』第三編七。
- 巻十九の和学所(五九九丁) は記事が貧弱である。昌平学校。 和学所の関係者が官界に少なく情報源に乏しい事情が反映している。それでも和学所の書庫の目録は所収された。学事関係史料と 斎藤政雄『和学講談所御用留』 の研究』(国書刊行会、平成十年)、一五一九—一五二〇頁。 医学所。洋学所の関係者は官界に多く証言が多いので、 文部省編『日本教育史資料』第七冊 記事の質量にすぐ

しては、貴重であった。

- (24) 斎藤政雄『『和学講談所御用留』の研究』(国書刊行会、平成十年)、二七頁。
- (25) 斎藤政雄『『和学講談所御用留』の研究』 (国書刊行会、平成十年)、一五三三頁
- 説明を施していただきかった。 その概要や目次を説明して、参考文献をもリストアップして信頼できる。五三四―五三五頁。 (26) 塙史料については、 加藤友康・由井正臣編『日本史文献解題辞典』(吉川弘文館、 平成十二年)に山本武夫が執筆した「史料」が、 望蜀の感想を言えば、 史体や書法について
- 罫紙。 内外」 から内閣に移管されたもので、内閣側に所蔵された書類綴ではない (28) 『三条実美公年譜』明治二年四月四日の条。『明治天皇紀』明治二年四月四日の条。 が内閣文庫所蔵の『文部省記』(請求記号、一六六―三三)全一冊には「国体内外」とある。この記録の料紙は版心が歴史課、 書名は貼題簽で内題がない。歴史課の書類綴には、こうした文言であったのか。事情は不明。この『文部省記』の来歴は、 刊本、 第二冊、 旧五頁。ただし、文言の「華夷
- 新政府の行政官が所管して二等教授に頼亦三郎(惟復)、 (29)『東京帝国大学五十年史』上冊、 第一編第一章は、明治元年十二月から二年正月の昌平学校の教官を略述している。それによれば 岡松辰三(甕谷)、藤野立馬(正啓) その他を列記している。 一〇頁
- 小伝 第二集(幕末維新儒者文人小伝刊行会、昭和六十二年)、七二九—七四一頁 前引、 大久保利謙『明治維新と教育』、一八四—一八五頁。一九九—二〇〇頁。 藤野正啓については、坂口筑母『幕末維新儒者文人
- (31) 『常山紀談』は鈴木棠三校注により角川文庫二三五〇に所収。昭和四十年刊行。二冊。 三浦叶「湯浅常山」(『東洋文化』一二八—一
- 秋元信英「岡松甕谷の西史漢訳意見」(『国学院雑誌』第七十一巻五号、昭和四十五年)。 明治十五年四月に、 岡松甕谷は三条実美にあて西洋史を漢文に翻訳するように建言した。『岩倉公旧蹟保存会所蔵文書』第五十七
- 元年。 ている。 学研究』第四十二巻八号)。 (33)手塚豊『手塚豊著作集』第七巻―明治民法史の研究・上―(慶応通信社、平成二年)。初出は「制度局民法会議と蜷川式胤日記」 (『法 初出は「明治初年の神祇官改革と宮中神殿創祀―小中村清矩・浦田長民の建白をめぐって―」、『国学院雑誌』第九十巻八号、平成 武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』、 第七章「明治初年の神祗官改革と宮中神殿創設」に全文が紹介、考察され

- (34) 藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)、一二三頁
- 学院雑誌』第九十巻八号、 武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、 平成元年)。 平成八年)、二三四—二五五頁。 初出は「明治初年の神祇官改革と宮中神殿創祀」(『国
- 本務ノ余暇ヲ以テ編輯スルニ付、之ヲ閉ツ、 (36) 『公文類聚』第一編第十九巻、五二丁。『太政類典』第一編二、 職官沿革表材料」と。 官制、 文官職制五。「国史編纂局ヲ閉シ、 局員大学教授二任セラレ、
- の経過として連続させて解釈している。 和十八年]は、明治二年三月に始まる史料編修国史校正局が十二月に閉鎖される過程を、「機運は未だ熟さ」なかった結果として単一制 止まって、 (37) 三浦周行「日本史学史概説」(『日本史の研究』第二輯[岩波書店、昭和五年]に「当時高潮しつゝあった復古的風調の一つの表現に 何ら事業に着手さるゝことなく」と。 四六一頁。 伊東多三郎 「日本の史料編纂事情」 (『日本学研究』第三巻十一号 昭
- の連続性が強調されたのであった。 政官沿革志』。 明・岩谷修が「編輯掛」 の編纂とは直接に連結しない。 る過程を略述している。時期の断定が大雑把であるものの、官制の系譜は外史記録課の筋にしたがっている。 月十五日、 から始まり太政官の記録局につらなる官制の下で発達した記録編纂の沿革であった。 (38) 『史談会速記録』第十四輯、 元田直が大史に任用されて「記録ノ事務」に従事し、閏十月十四日には「日誌御用掛」になり、三年二月十六日、大史・北川泰 刊本、 第八冊。 に発令され、ついで四月五日に「嘉永癸丑以来天下有志ノ」記録を蒐集する施策が開始され、 | 二二―三七頁。したがい、大学校―湯島聖堂に設置した漢文の国史編纂は、 明治八年に修史局が拡大して明治天皇の宸翰御沙汰書の歴史的意義が再発見されて、明治二年に遡り 七一頁。 原書房版、 合本、第三冊に所収。 沢渡広孝が説明しているのは、 断片的な説明であるものの、その骨子は明治二年八 嘉永癸丑以来の国事関係記録 明治四年二月の総裁局史官 大筋は間違っていない。『太 長松幹の登用にいた

編年式の書類―「政記」を整備する意見書を上程し、三職ら政府首脳が「至極尤」と採択していた。しかし内乱および東幸により諸事錯綜 して実行されなかった。『太政類典』第一編三八。『復古記』巻一二八。明治元年九月九日の条。 なお新政府においては、はやく明治元年九月九日付、議定官および行政官の史官であった長松幹・厳谷修は公文書を分類して整理し、 刊本、 第七冊、 六一六—六一八頁。

版 (39) 『太政類典』 治二十八年) 第一編三四巻、 は漢文による業績の顕彰ないしは批評であり、 四六。 明治二年[職員令以后]『職員録』(四八丁才)。青山勇『先考行状』、和装、 年譜に精密とは言い難い。 清水正健『増補、 水戸の文籍』(水戸の学風 金属活字、 ₩ (私家

明治四年九月二十九日と明記した。これに従いたい。 普及会、昭和九年)、一○三─一○四頁。『大日本史紀伝志表撰者考』余論第三章第五節(風間書房、 昭和四十年)、八〇〇頁は没伝が正確。

【表1】明治二年、修史事業職員一覧表

二年三月十八日・史料編輯及六国史校正御用掛	                                     	J#1	二年十月二十九日・国史編輯御用掛	『輯御用掛・国史編輯局専務	5局専務
氏名	属性	七月二十七日	氏名	属性	七月二十七日
小中村清矩	和歌山藩。	大学校少博士	藤野正啓 復	松山藩。	大学校少博士
横山由清	木村正辞厄介	中教授	岡松辰	熊本藩。	少博士
搞忠韶 <b>*</b>	行政官支配。	少助教			
谷森善臣**	諸陵助。 従六位上。侍講	中博士			
武 止 * * * * * * * * * * * * * * * * * *	熊 松 広島藩。	少 少			
岡松辰***	熊本藩。	少博士			

二一丁。「大学起源」。前引、大久保利謙『明治維新と教育』、二五六―七頁。 [出典]『太政類典』第一編─三○。同上、第一編二、官制、 文官職制五—十九。『職員録』明治二年。『公文類聚』第一編第十九巻二〇—

[註] \*は見習。\*\*は『百官履歴』上巻によれば、明治二年五月八日に「当官ヲ以テ国史考閲御用掛被仰候事」と。三九二頁。\*\*\*

田鉄胤と同日に「当官ヲ以テ国史編修御用掛被仰付候事」と。右に同じ は、 平田鉄胤と同日に「当官ヲ以て、 国史考閲御用掛被仰付候事」と。『法規分類大全』「官職門」 ||官制 文部省、 六頁。 \* \* \* は 亚.

## (3)明治三年以後、大学・文部省の国学者

大学本校は明治三年七月に閉じて生徒への教育を停止した。概ね一年後の明治四年七月には、大学を廃止して文部省に改組、 明治二年三月十八日、修史に起用された国学者たちは、この期間に大学校―大学の紛争を経験してきた 新設され

察するのが無理のない想定に到達すると解釈している。 者たちであった。教科書史学では、そうした明治二年の経験については捨象してきた。本稿筆者は、むしろ、明治二年にまで遡及して考 明治五年の学制期に文部省に勤務して歴史科や国語科の教科書編修に従事したのは、上述してきた明治二年の修史事業を経験した国学 格上であった。それが、明治三年になると和学所の三名(木村正辞・小中村清矩・横山由清) が制度上の一団ではなくなった。 なぜならば、明治二年の時期においては旧幕府からの連続性があり木村正辞が筆

科書編集に従事した。そこに榊原芳野および黒川真頼が連帯した。 者の筆頭にいたのではない。明治十六年に成立した史学協会の事業に小中村清矩が有力な地位であったのを基礎にして、学制以前史に遡 三月―明治十年一月)に移行した。学校の教育、修史事業とは別な方向に前進する。 及させるのは①、強引な想定と思う。木村正辞も明治三年には宣教使の職務に従事し、 小中村清矩は後年の立場を予兆させる神祗官(明治元年三月―明治四年八月)、神祇省(明治四年八月―明治五年三月)、教部省(明治五年 動が実践的に始まった。それは一面では民衆教化であり、一面では制度史の研究であった。国学者たちは、それに従事した。とりわけて 明治二年九月、宣教使の職制が定められ十月には神祗官の被管になった。ついで明治三年一月、大教宣布の詔が発せられた。ここに活 小中村清矩は、新政府の事業において最初から国学 それから明治四年には新制の文部省に移行して教

『皇位継承篇』十巻・『纂輯御系図』二巻・『田制篇』一巻(横山由清の没後、 記官で移行した。国学者の横山由清、 横山由清は、教科書の事業には前進しなかった。 左院―大学校の幹部であった松岡時敏も議官であった。 明治法制史に詳しい尾佐竹猛 明治七年五月十二日、 松岡時敏・尾崎三良・横山由清は左院の国憲編纂掛であった。横山由清は、 洋学者の河津祐之、 安居修蔵と三人で国憲取調掛になった。そこで『旧典類纂』 明治十六年五月に刊行)、そして『日本田制史』(大正十五年に ついで左院から元老院に書 の編纂に従事して

を成功させた②

従事した。ついで文部省にいた当時の町田久成・内田正雄の縁により博物館事業に前進した。明治十二年、 科書編集の経験を発達させて、行政上の目的により修史事業に従事した(③) 国学者たちが教科書に従事したのは学制期(明治五年―九年)に限定していて、 の箇所に詳述)。文部省では、 あった。そこでは小中村清矩が社寺局に勤務していた。元老院には横山由清と佐藤誠実が勤務していた(明治十二年『改正官員録』を参照)。 榊原芳野は文部省の事業に専心した(後述)。黒川真頼は神道の方面には従事しないで、文部省―元老院―博物館に前進していった(別 明治五年に学制のために国語科の新式な文典を立ち上げるのに努力した。元老院では、 その後には官庁に分散して、それぞれの職場において教 博物館の事務局は内務省に 横山由清の格下で

榊原芳野を認める。 伊能穎則は東京在勤で神祗官の筆生の末席に就職している (須原屋茂兵衛、 の縁か。木村正辞よりも以前に学校に就職していたのであった。 月に学校が建制になり、十二月、議定の山内豊信が兼官で知事になった。その下部に漢学の昌平学校があり、教官の教授試補の第四席に 榊原芳野(一八三二―一八八一)は江戸の人。日本橋の町家の出身。伊能穎則の門流につらなる。木村正辞の後輩になる。 和泉屋市兵衛版『官員録』二五丁才)。こ 明治元年九

執筆の構想が未完成におわった。それに対比すると、榊原芳野の場合は単独で小さく実用に撤した構想により次々に完成した。 には【1】歴史科に関連した教科書の周辺の事業にも参加している。 榊原芳野は精力的に歴史科および国語科の教科書(4)その他を執筆し刊行した(別表2)。木村正辞の中学歴史教科書は黒川真頼との共同 そればかりか、【2】分類式の日本文化史にも前進した。

【1】歴史科の教科書。 榊原芳野は教科書周辺の図書を作った.

[ア]木村正辞が主幹した『国史案』を分担している(後述)。

言」は明治七年十月。本稿筆者は第一冊のみを学習した。十八丁。刊記はない。 [イ]『小学必携史略疑問釈文』。和装本。小横帳。 四ツ目。貼題簽。本文、第一行は「史略一疑問」。 刊記または奥付はない。 著者の「例

書き下し風、 乃家蔵梓」。上欄外に右から左に横書で「二千五百三十四年刊行」と。序文は和文で榊原芳野が無題で明治七年七月。本人の「題言」。 [ウ]『西史初学び』全三冊。 漢字かなまじり文。「皇朝紀元二千五百三十三年、第十一月、東府ノ僑居二識ス」と。 和装本。 貼題簽。第一冊の見返には縦三行で、「山内惟一訳述、榊原芳野校文/西史初学ひ全三冊/岡山竹

本稿筆者は第一 原著者は、 Louis Paul Marie Leger (1843—1923)。 一八六九年刊。本文は行款が十行二十字詰。版心が「西史初学び巻の一竹乃家蔵梓」。 冊のみを学習した。 内題は「西史初学ひの上」。四十五丁。目次は古代エジプト史から始まりナポレオン時代までの略史。

配慮により質問が設定してある。したがい教科書には無理であるものの、教育を考慮した教師用の著作物と認められよう。 訳者は、 家庭において児童に親が教える際の材料に起稿したという。本文を一瞥した印象では、 小学生には、 やや無理か。 随所に訳者の

[工]『新撰日本略史』 四冊。 海後宗臣は明治十二年の刊行にかかげている(『総目録』一二五番)。

『文芸類纂』(明治十一年)への発展を指摘したい。 榊原芳野は文部省の事業により分類式の文化史の叙述に成功した。それには[ア]『日本教育史略』(明治十一年) から「イ

マルレイ(David Murray, 1830—1905) が「大闢慕来 印行」。本編はアメリカ独立百年記念―フラデルフィア万博のために著述された。巻頭の「序」 には本書を起稿した動機から本編の組織に 況に即している(十—十二頁頁)。 シテ目今ニ行ハルヽ学制の概略ヲ説示」している。 ついて略説して「次ヲ文芸概略トス、榊原芳野ノ纂セル所」と。、冒頭には「概言」と題して、五十頁分をあてて文部省のお雇い外人教師 [ア]『日本教育史略』の『文芸概論』を分担。全一冊。 歴史については『中庸』の次に『日本外史』・『大日本史』があげてあり、『詩経』に進むように指定してあり、 それは、漢学の教程を略説して左国史漢と言われる学習の階梯を略述している。 選」として名義を載せ、 |三二〇頁。洋装本。金属活字。標題紙は「明治十年八月/日本教育史略| 小林儀秀訳により「維新前二行ハレシ教育ノ方法及爾降制立 十九世紀前半の 二/文部 それ

漢文・○文学総論・儒学・学校・私学・科試及第・書学・画学・医学・薬物学・外科・鍼医・暦学・漏刻学・付文具・紙・造法 神代字・和字・習字沿革・点図(秋元註。 項目ごとに沿革を略述する。目次には、文字・文章・文学・付文具と。実際の本文は、さらに具体的に立項して〇文字総論・仮字音論 育の周辺にある物質を中心にして、辞書式に立項して略説している。文体は漢文読み下し式に平かな混じりに簡潔。 は、 が奈良・平安時代に比重がかけてあり、 本編は「教育志略」として大槻修二・如電(一八四五―一九三一)が担当して那珂通高が校訂した。この二人は同じく仙台藩が出身で 標記の図書『日本教育史略』のうち二四三頁―二九九頁が言わば付録であり、「文芸概略」と題された箇所を分担した。この箇所は教 出版の普及や各地の藩校が列記してある(二一二頁以後)。新政府の教育制度は編年式に説明している(二一七頁以後)。榊原芳野 油煙採法・松煙採法・刻本。時代区分は三分法により略説してある。文学と言うのは広義の用語であり、 維新以前の学事、教育の歴史には二百頁をあててあり、律令制度上について時代の順序と分類式を組み合わせて叙述する。 江戸時代については幕府の官学制度、 テニオハの図示の意味)・文章・日記紀行・物語文・和歌の序・歌・中古・中世・近古・今世 林家の弘文院、 幕末の洋学政策を略述している(一七二頁 学芸とでも言う範囲に 史体は志類であり一

舞ハ技芸類纂に載せんとす」と。すなわち別の企画に『技芸類纂』 日本文化の全般を扱うわけではなくて、音楽、 遊芸、 演劇、 があった。博覧会に出品した範囲でも本編の教育史に限定した範囲を 生活、 風俗の類は含まない。『文芸類纂』の 「例言」 第五条には

扱うのであろう。従来に着目されなかった構想であった。

体において学者の人名をあげて濫觴から略説している。しばしば図を掲げている。「教育志略」 体に変せり」と(二六○頁)。県門による万葉調の普及を指している。 の文字については「皆其用を為す多きにより想像せし小説なり」と却下する(二四六頁)。和歌については「復古学者興りて再一種、上世の 「文芸概略」の記事(二四三頁以下)は、紙数が最初から制限されていたのであろう。一項目に二、三頁を割り当てる簡略さである。 右に指摘し掲載したように文芸をめぐり周辺の諸要素が略述してある。それは本編を補っている。一二を言えば、「太古神聖 の「概言」が漢学中心であるに対して、こ 大

目を見るに至れり」と歴史的革新があったと論じる。ついで荷田春満をたたえ、賀茂真淵を「大に古来の託謬を正し、 至り、二千三百四十八年、摂津国に僧契沖ありて和歌を善し、古語を研究せんか為に諸書を渉猟し、遂に中古学者の託説を正し較其真面 徒各儒仏書の意を以て説き、遂に妄説を捏造し出して愚民を迷したりか、数度の兵乱に其道を信する者もなく捨てられたりを元禄の とに契冲―真淵―宣長のラインが正統派と規定したのであった。 れたるを尋ねて大に其家学を興す、世に指して和学といひ国学といひ歌人ハ古体の歌をよみと称す、皆此門下に出つる者多し」と。まこ して、契冲があらわれ学術を革新して、賀茂真淵―本居宣長により国学が発展したと言う。いわく。「これを神道の書の如く看做し巫祝僧 「〇文学総論」は古代からの史学への関心を略説して、中古になり『日本書紀』をめぐり儒仏が雑居して解釈する思潮が普及したと批判 神典歴史歌学等皆此人より興る」と尊敬した。さらに「宣長、 先師の未発せさるを発明し史学故実歌学語学に至るまで、千有余年埋 初て我国の学を興

派国学への賛美である に善す、其後自門戸を立る者あれとも皆其沢を被らさる者なし、方今我国の学皆上の諸子に攀りて家を成す者なり」と(二六三頁)。 そして、こう結論している。賀茂真淵の門流に連なる村田春海や加藤千蔭を略説して「春海ハ法律令式典故に精しく、 千蔭は歌学詠歌

最近世の興隆にまで説明している。榊原芳野は、まことに契冲―賀茂真淵―本居ぬ宣長のラインに即して国学を説明し、江戸派国学の村 以下に設定してある「儒学」「学校」は、 いずれも古代の制度や貴族の家学を略説してまとめた。それに対して国学については、

田春海・

加藤千蔭を推奨したのであった。

一月、文部大書記官・西村茂樹。漢文。刊本は汲古書院、昭和五十年。影印版。巻頭に長沢規矩也「本書の利用価値」 ⑤ [イ]『文芸類纂』。和装本。全八冊。 貼題簑。第一冊の見返には縦三行で「明治十一年一月/文芸類纂/文部省」と。序文は明治十年十

字志(巻一・二)・文志(巻三・四)・学志(五・六)・文具志(七・八) の四部類 本書の外形は、袋綴。四ツ目。版心は文部省。行款は十一行二十四字詰。文体は擬古文。内容は志類の形式を採り、史体は志類であり

者『文芸概論』を捨象したので、本書の意義が見失われた。 係にあった。とりわけて、前者にあった植物の絵図を使用して製紙を説明した手法は、後者において拡充された。従来にあった解説は前 右に略述した[ア]榊原芳野の『文芸概論』を拡大して詳述したのが、[イ]本書である。榊原芳野の『文芸概論』と『文芸類纂』は親子関

するのであり、彼が教科書その他の事業に参画する理由には、国学者との学縁もさることながら、むしろ大槻修二との地縁ではないのか。 【表2】学制期、 二人が仙台出身の武士であり、ここに那珂通高が起用されていた地縁を推定できる。私見では那珂通高を国学系統に判定するのには躊躇 なお、文部省、明治十年の『日本教育史略』が和漢洋を兼学した大槻修二が主担して、ここでも漢学の那珂通高が校訂を担当したのは、 文部省刊行、 榊原芳野著、 国語科教科書一覧表

年次	総目録	著者名義	書名	冊数	出版社の名義	出版	事項		備考	
明治六年		榊原芳野	小学読本	六	文部省	和装	木版	完成	*	
明治七年	四二三三	榊原芳野	小学綴字書	_	文部省	和装	木版	完成	*	*
明治八年	四五八	榊原芳野	小学綴字翼	_		和装	木版	完成	*	
明治九年	七	榊原芳野	師範学校改正読本字引	_		和装	木版	完成		
	五二二	榊原芳野	単語図書取指南	_		和装	木版	完成		
明治九年		榊原芳野	教師必携詳註小学入門	_		和装	木版	完成		

号を指示する。 [註1]「総目録」は、 海後宗臣『日本教科書大系』近代編、 第九巻、 国語六(講談社、 昭和三十九年)の「国語教科書総目録」に登載の番

[註2][\*]は、同上書、国語一に全文を所収。巻末に「解題」がある。

註

十七年)。 修史局とは自ずから学風が違っていた」と。二七五―二七六頁。初出は、石川謙博士還暦記念論文集『教育の史的展開』(講談社、 ちについて、 (1) 大久保利謙『日本近代史学の成立』[大久保利謙歴史著作集・7] (吉川弘文館、 いわく「文部省の編書課には(中略) 歴史関係者は木村正辞の外に黒川真頼・榊原芳野・那珂通高などの国学畑の学者が多く、 昭和六十三年)。学制の教科書を編修した国学者た 昭和二

び行政の実用を兼ねた修史の将来目標が設定された。『法規分類大全』第一編―「官職門」三―「太政官・内閣」二。 三三九頁 国史ヲ修スルニ在リ」と明言し、差当りは「先ツ先帝即位ノ日ニ起リ」実践的に「廟堂ノ広視通鑑ニ供ス」る史書を目標にする。そして 二年)、二三、三六、四一頁。明治六年[月日欠]、歴史課事務章程は、要旨「本課ノ掌ハ紀伝ヲ編纂シ世運ノ汙隆政体ノ沿革ヲ詳ニ一定ノ 局)。これが『復古記』の編纂であった。『太政官沿革志』二七、記録局沿革。刊本、日本史籍協会編、 容なのであり、明治四年九月二十四日には意見具申した長松幹が発令され・明治五年五年十月四日には正院歴史課が建制される(記録分 日に北川泰明、 「慶元以降封建ノ形勢」については、分類式に志表の形式を採用した藩史や府県史を順次に編輯する。ここに遠大雄大であり、 私見の限りでは、太政官系の修史事業の濫觴は、 岩谷修(後者は修史事業の幹部に発展した)が編輯掛に発令された。これが嘉永癸丑(一八五三)以来の記録を整備する内 明治三年二月十六日、大史・菱田重禧に記録編輯の霧専任が命じられた。ついで十八 第八冊(東京大学出版会、

て、 年の歴史課にしても、紀伝志表を全備した正史の編纂と言うような大構想には具体性がなかった。諸藩に発達していた藩史や地誌の編纂 次の明治八年五月四日付、長松幹、重野安繹連署「修史事宜」(『公文録』2A/9/巛一三七七)の段階になり『復古記』の修了を見越し にしても、どこまで承知していたのであろうか。 したがい、明治四年の当時には行政の実用に備えた記録の整備ないしは幕末、維新史料の編纂が根幹であった。事業が拡大した明治六 日本全史を志向したのであった。これを要するに、同時期に文部省の編書課と平行して競争した意識が活発であったとは認められな 当面は幕末・維新史が目標であり、実際には戊辰戦争史である『復古記』に集中した。

2 横山由清の第一次史料および伝記は、藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、平成二十年)を参照。 左院―元老院の憲法調査と横山

第七章、 由清の関係については、 第二節「国憲第一次草案」(二九一頁) を参照 稲田正次『明治憲法成立史』上巻(有斐閣、 昭和三十五年)、 第三章第四節「左院の国憲編纂」(一四八―一五

- 業に意義を認めた。二四二―二四四頁 坂本太郎『日本の修史と史学』[日本歴史新書・増補版] (初版) 昭和三十三年。 至文堂、 昭和四十一年) は明治前期、 官庁の修史事
- び高森邦明『近代国語教育史』(昭和五十四年、 (4) 榊原芳野の国語科教科書の特徴については、 鳩の森書房)、「第一章 野地潤家『国語教育研究』(共文社、 学制期の国語教育」 昭和四十九年)、「I国語科教育の史的展開」 を参照 およ
- が現代の理解をこえていて、実際の内容が文具や図書の歴史を解説していて有益であり、 ただし本稿筆者は、解説者が言う本書の町版を学習した経験をもたない (5) 現代の刊本は、 いたい希望をのべている。影印版の特徴を発揮して原著の形状、 汲古書院、 昭和五十年。全六七八頁。 影印版。 印刷の状態が明瞭であり、 巻頭には長沢規矩也「本書の利用価値」が据えられて、 研究者や図書館職員の「常識として利用しても たしかに「常識」 を培うのに有益と思う 本書の書名

## (4) 木村正辞の教科書、修史、古典の訓読

では国文法を講じて、明治二十年代の講義録『国文』一冊が印刷された(全九○頁)。官を辞職して、民間人になり明治三十年代には早稲 期には文部省、 から一貫していたのを指摘したい。 集書目』・『襯斎雑攷』・『内侍所叢説』(小中村清矩と共著)・『万葉集美夫君志』、『万葉集文字弁証』・『万葉集訓義弁証』(順不同)その他 田大学に出講して講義録の大作を刊行した (後述)。現代の辞書類では、業績について一身をもって『万葉集』の研究につくし旧時代 (国 ここでは本稿の課題である教科書を優先させ、ついで官の修史事業への参画を指摘し、ついで史料批判および古典訓読の手法が維新以前 ①略伝(一八二七—一九一三。文政十年—大正二年)。 から新時代(国文学)への架橋に成功したと言われる。 司法省の官吏であり、東京大学の教授ともなり、 前節に叙述したように木村正辞は、 関心は物語、 国学院や早稲田大学に出講し歌学、古語の考証に長じた。 国語、 史学、 歌学、神道にわたり、 旧和学所の系譜を引く国学者であり、 刊行された著書が多く『万葉 日本法律学校 明

が混乱して頓挫した。人が知るよう明治二年の後半には大学校の教官たちは、 すでに考察したように、明治二年には旧幕府の和学所の事業である塙史料の再興かと思わせる修史事業に起用されたものの、 皇漢学派の紛争になった。 明治二年九月、 平田鉄胤らの国 官の施

が連結している状況があらわれた。しかし、後者の連署には平田派の人名が見当らない。 明治三年五月四日付、教官連署意見書には、 学派の教官が連署して別当・松平慶永(春嶽) に上申した願書には、 佐藤尚中(一八二七—一八八二) が東校・大博士に起用されたのにみられるように、洋学者が起用されていた(明治三年『職員録』[須原屋 明治二年後半の皇漢紛争とは違う管理部門と学者たちの議論であった。 小博士・木村正辞、 中助教・榊原芳野、 木村正辞や黒川真頼の名義が認められる(『副島種臣文書』)。こえて 同黒川真頼の名義が認められる。ここで、この三名 明治三年の大学には本校があり、佐倉順天堂の

詳しい坂本是丸・藤田大誠の研究によれば③、 あった。明治二年の経験が評価された結果であろう。 で『官版史略』四冊を立ち上げる。 明治四年一月三日には、神祇官神殿の祭典に『万葉集』を講じた。木村正辞の宣教使勤務は一年程度で終わった。明治四年六月二十九日 月二十五日には、従七位で編輯権助に任じられた。上席の編輯助は従六位で洋学者の内田正雄である。木村正辞は、 日には一斉に新制・文部省の人事があった。八月二十二日には文部大助教から文部少教授に昇った。ついで、九月二十三日、これを免じ 大学に出仕となり、少博士準席となった(『太政官日誌』)。大学は改組して文部省になった。七月二十七日には従七位、 木村正辞は、明治三年後半の七月には宣教使の権中博士であった。権中博士の上席には伊能穎則がいる。この縁であろうか。 同日付では文部省の幹部である町田久成や田中芳男らが一斉に本官を免じられたので、官制改革であった。すなわち明治四年九 明治四年十二月三日、 明治三年―四年にわたり木村正辞は官の神道葬祭や祝詞の制定をめぐり調査に従事した。 学制取調掛に任命された。十二名の一人であり、木村正辞が数少ない国学者で この内田正雄と連名 文部大助教に。同 神道史に

七等出仕が免じられた。 ついで明治四年十二月十四日には正七位に昇った。まもなく教科書の書き手として力量を発揮する洋学者の田中義廉と同日付の同列で 一二四号。 明治五年十月二十八日、 刊本、 第七冊、 同日付により文部省の伊藤圭介らの官吏が同じように発令された。したがい、これも官制改革であった(『太政官 文部省七等出仕になった(『太政官日誌』第九二号。第六冊、 一九七頁)。 二一八頁)。明治七年九月十五日

明治十二年三月)によれば、木村正辞は司法省検事局の判事であった(一三一丁ウ)。これは、後述するように修史事業(『憲法志料』の編 で太政官権少書記官に任じられ、 纂)および民法編纂、立法事業に従事したのであった。 学制から教育令に移行すると、木村正辞は教科書編集の事業から離脱した。彦根貞編、 法制部に勤務した。ついで司法省判事——少書記官に移動した(後述)。 明治十三年には文部省御用掛、 東京大学法学部、 明治十二年版『改正官員録』(東京、 明治十七年版の『文部省職員録 文学部員外教授にあった。つい

清矩の部下であったろう。それよりも以前になる、明治十二年版の『改正官員録』によれば、小中村清矩は内務省社寺局の四等属であり 筆した中村秋香は、文部省一等属で本省の編輯局に勤務して、官報報告掛および調査課にも勤務している(一三頁)。彼は、 用掛には東京大学教授・小中村清矩が古典講習科に従事し、あわせて文部省編輯局に勤務している(七頁)。後年に小中村清矩の伝記を執 類苑』につくした功績が著聞される佐藤誠実が、文部省編輯局の一等属であり、東京大学御用掛をも兼ねている(一四頁 によれば本官は司法省少書記官であり、 |等属には中村秋香がいる(二九丁ウ)。小中村清矩は地理局にも属している(二七丁ウ)。明治十七年版『文部省職員録』によれば、『古事 同時に文部省御用掛であり東京大学に勤務している(六頁)。この記録によれば、 同じく文部省御 そこで小中村

結節点は、 兼官や御用掛の名義により東京大学に勤務し、あるいは文部省の『古事類苑』編纂に従事していたのであった。 こうして点検してみれば、学制期に文部省に在席した国学者たちが、小学校教科書の編集から離れた後には、 東京大学と『古事類苑』の二箇所であった。 行政官庁に所属しつつも、 教育令期の国学者たちの

②手法―師弟関係、古典の訓読、用字の考証―。

取した要素が著しい。 批評にも引き継がれている(⑥)。 の手法を批判して「本文を尊重して、文字音韻等の研究にも注意し」たのに瞠目し、「江戸末期から明治の中葉にかけての万葉学を支持し 種の万葉集研究史である」と⑷。木村正辞は『万葉集』学者として著名であるものの、それは、古代和歌の芸術的解釈ないしは批評では 派を横断した範囲にいた。国学の黒川春村(一七九九―一八六七)を知っていたし、漢学の狩谷望之(一七七五―一八三五)の学風から摂 た唯一の学者であった」と尊敬をこめて批評した⑤。こうした佐々木信綱の判定は不動であり、訓読あるいは文法に卓越した山田孝雄の と称賛した。 なかった。木村正辞の馨咳に接していた佐々木信綱は、その学風について幕末―明治にかかる時期においては「独り木村正辞がすぐれた」 彼は岡本保孝(一七九七―一八七八)を先生とよんでいる。 概観すれば、 特徴は「出来るだけ原文のままに訓釈を施」した手法に着目して、木村正辞が鹿持雅澄(一七九一—一八五八)『万葉集古義 清朝考証学からは用字を考証する技法を学習した。大正十四年に岩橋小弥太は、こう言った。「国学思想発達史は一 江戸の古典の校訂―用字の考証に志向する意味において古学

を示唆する。 木村正辞が和学所の塙史料の編纂に従事していたのは、 明治中期に刊行された著作物を読むと、すでに明治以前に精密な作業に着手していて稿本が出来ていた。 古典の本文校訂、 訓読、 用字の考証が、すでに実務において経験できていたの

彼の活動は長い。 ここでは明治初年、 学制―教育令期に集中する。とりわけては、 ③歴史教科書。 ④司法省の修史・⑤古典を訓読する

国学者の特質を解明するのが制約をうける。 にも発揮していたのを指摘する。よく言われる木村正辞と万葉集のみに限定した着眼では、学制前後の時期における官の事業に従事した 手法に刮目したい。 ③歴史科教科書では『国史案』に着目して、彼が史料批判、 本稿は、そうした旧来への新説の提示である。 古典の訓読、 用字の考察にすぐれた資質を修史、

③歴史科教科書―『国史案』を中心に―。

び教科書史の立場からは、注目してよい。後年の印象では万葉学者とみられる木村正辞は(実際には維新以前にすでの『万葉集』をめぐる 治十一年によれば、 業績が蓄積できていた。)、この時期には歴史家として官の側からの信頼があったことになる。従来の教科書史は、『官版史略』・『日本略 学制期 (明治五年 の前二書が視野にあった。前二書の質は考察されてきた(海後宗臣『歴史科教科書総解説』五三三―五三五頁)。『文部省第六年報』明 木村正辞の『史略』は売価二十六銭六厘で六七○○部が印行され、『日本略史』は十七銭一厘で三五九○部が印行され -十二年)に木村正辞は、文部省の職務により日本史の教科書を著述し続けた(別表3を参照)。これは、 史学史およ

た(右同、五五六頁)。 案』の史体が分類式の文化史を叙述したのに着目して、「内容編集の方針が変わってきていたことを明らかにすることができる」と判定し それらに対して後二者『国史案』・『日本史要』は教育史学の視野になかった。昭和三十七年(一九六二) に海後宗臣は、 さすがに『国史

について初歩的な考察を施したい。 本研究では、こうした教科書史学の着眼から教示されて、木村正辞『国史案』に集中して史学史や国学史の立場から、 その形式と内容

史要』と対比すれば、 省印行」。したがい、ここには木村正辞の名義がなく、官業であるのが表示された。本文の第一紙には「木村正辞 通史の叙述が眼目ではなかった。したがい文章、用字には漢学者・那珂通高の補助を必要にしなかった。本書の野心的個性は次の『日本 『日本史要』には那珂通高の名義もある。それとは異なり木村正辞が単独の仕事であった。『国史案』は木村正辞の「考案」が眼目であり、 木村正辞『国史案』。明治十年に巻一。三一五頁。十九センチ。十行三十字詰。正誤表がある。 かなり理解できる。 標題紙は「明治十年三月/国史案/文部 編輯」 次の

宗臣は、全五冊を要したであろうと推定した。かなりな大作である。とうていに学校の教科書とは解釈できない。文体は漢文読み下し式 明治十二年には巻二。三五一頁。いずれも洋装本。 金属活字。奥付はない。未完成に終わった。おそらく続行する予定であった。 海後

に簡潔。 漢字にカタカナ交じり

があった。 形式については、 第一冊の冒頭には「凡例」がある。全七条。歴史物語を教育するのが目的ではないので、本書の形式を予示する必要

フ」と区分する。この世期は百年単位ではなかった。さらに下部階層には「条目ヲ設ケテ数章二分チ、以テ事ノ顛末ヲ明ニス」と規定す 第一条は、史体および書法の構造が規定してある。いわく、「全書ヲ分チテ三大段と為ス」と。歴史の三分法(上古・中古・近代)であ 紀事本末体の小主題を設定して略述する。 時代区分である。第一冊が上古、第二冊が中古一であった。そして、そこで頓挫した。その下部階層には「一世期トイヒ二世期トイ したがい、本書は出来事を日記式に編年体で列記するのではない。

第二条は、「一世期二世期」と言う時期区分は「今文部省二於テ権二定ムル」のであり、「別二徴據スル所有ルニ非ス」と謙虚に規定する。一

面では官撰の権威であった。

に出発する。 初期の『古事類苑』は、 以下の「十数箇条ヲ設ケ各起源興廃沿革ヲ録ス」と。言わば志類の史法により分類式に文化史を叙述するのである。 本書の史体の根幹を規定する。分類式の文化史である。いわく三分割した時代区分の下部階層には「政体・風俗・文学・神 本書は、 その直前の時期の史書である。ここに国学者の修史をめぐる書法には、 時代区分を施し、そのなかに分類式の文化史料を編纂しようとした。文部省が直轄した『古事類苑』は明治十二年 特質が一貫していると認めたい。 人が知るように

ない。 り確証にめぐまれない場合を認める。そして「未必定説ニアラズト雖、 第四条は、「本文ハ確実ナルモノヲ採」ると言い切る。当然な書法に思える。その別の一面について、木村正辞は謙虚に諸説、 暫ク録シテ覧者ノ考案二備フ」と。これは児童、 生徒が読者では 異説があ

第六条は、 第五条は、「本書ハ日本国ノ歴史ニシテ、皇帝ノ本紀ニアラズ」。紀事本末体に志類を連結させる形式である。 分類式に叙述する手法について、言わば志類である文化史のうちの農業・商売・工匠・技芸・衣服・飲食・家屋・器財 書法の規定であって正史にみえる氏姓制度については、省略する。古制に通じている故に、省略を予示するのであった。 ノ録スル所ナリ」と明記した。第三条を補った。 野心的な新志向である。

期第一百済仏像ヲ献ズ 次には「目録」 があり、 馬子斌逆、第二蝦夷入鹿ノ驕借、 時代区分をかかげ叙述する構成を具体的に列記し、その箇所の「葉数」を明記している。 第三中ノ大兄ノ皇子ト中臣ノ鎌足相謀テ入鹿ヲ諌シ孝徳天皇ヲ立ツ」と。その 例を示せば、 「第四世

篇ハ榊原芳野

著述された。『国史案』は『日本史要』と一対になっている。そして構想が破綻した。 臣下列伝の史体ではない。私見を言えば、木村正辞『国史案』は児童・生徒に使用させる教科書ではない。『日本史要』を成功させる為に 次には「政体・文学・神事」と続き、文化史が分類式に列記してある。本文も、この展開であり「凡例」第五条が規定するように皇帝本紀。

本書の編年体記事は大幅に省略してあり、通史の実体を有しない 『国史案』の書名の「案」は、未定の考えや思付を意味している。国史についての考えや思付を著わした書物なのである。本文を学習し しばしば行文の途中に二字分下げて「案ズルニ」と史書の文字や記事をめぐり考証している。「凡例」の第五条が言うように、

物語』・『吾妻鏡』・『尊卑分脈』・『公卿補任』の記事を比較し考察している。 してある。叙述は主題ごとに骨太く、 改行して「〇」印を施して明示して、系譜を略述する。弘文天皇(大友皇子) に第四十代と明記するように、天皇歴代には序数詞がほどこ 示する。 史体を再説すれば、出来事を叙述する紀事本末体に文化史を分類式に叙述する志類が連結してある。それでも新天皇の即位については 典拠、文字、制度をめぐり考察する。学者の引用も頻繁になる。第二冊では、 細事に拘泥しない。野心的な新志向である。しばしば、 治承・寿永の内乱をめぐり『源平盛衰記』・『平家 改行し二字下げて「案ズルニ」と考証を提

ルカ而シテ彼史従テコレヲ録スルモノナラン」と(二六八頁)。本居宣長『馭戎慨言』を想起させる史観である。医術については「中古ノ篇 テ無キ所ナリ」と(二六八頁)。続けて「鎮西ノ好民商貨ヲ以テ往来セルモノ朝使ヲ仮名シ貢調ト称シ封爵ヲ受ケ以テ利ヲ射ルノ資ト為セ は上古の第四世期、 名記として著名な『小右記』は、よく活用した(第一冊。一九三頁)。 国書ばかりか漢籍も引用してあり、 ている (四三頁)。 二詳ニス」と予告した(二八八頁)が、実現しなかった。文字、音訓の来歴については「文学」と立項して深刻に考察している(一二七— 「仏道遂二天下二蔓延ス」と(一七三頁)。「軍事兵器」は、これも神々から始まる(一七五頁)。「法律」では、「風俗純朴詐偽未夕起ラズ法制 三七頁)。「神事」は新嘗祭から始まり、推古天皇の治世第十五年の詔書にいたる(一三八頁―一五四頁)。「仏法」についても立項して、 木村正辞の本文自体が文化史に志向した。 漢文読み下し風に簡潔。句読点はない。人名などについては、訓読がカタカナで右側に施す。それ自体が学説になった。 外国との交際については「我風俗事蹟ヲ記載シタルモノ多クハ虚ニシテ実ナラズ其朝貢封爵等ノ事ヲ載スルガ如キニ至テハ絶エ 菅原道真の業績をめぐり、 大化の改新が区切りになり、「凡例」が規定したように、分類式に「政体」から始まる(一一六頁)文化史を立項して略 漢学系統の青山延干『皇朝史略』をも引用している(第一冊。一六一、一七九、一九五頁)。 第一冊、 第一世期の「第六養老の治」は、 谷川士清を引用して衣服の左袵の濫觴を考察し 漢学の造詣があらわれた。文体

後年の司法省『憲法志料』に連結した(後述)。「貨幣度量」では「ツカ」「ヒロ」「アタ」の古語について略説している(二〇五―二一一頁)。 木 村正辞は「按スルニ」と考証している。場所により新井白石や湯浅常山を批判した(一三〇頁)。 簡易海内無事ナリ」と (一九七頁)。そして聖徳太子の十七条憲法に至り「憲法ヲ作ル法ヲ制スルコト茲ヨリ始ル」と (二〇四頁)。これが「

述)。本書にも考証がほどこしてある(二九三頁)。これらの場合には「芳野按スルニ」と言う(二九二頁)。 頁)。一例を言えば、 「農業商売」 (二七四頁) から以下は榊原芳野の担当であった。衣服飲食は榊原芳野が担当した (二八九頁)。記事は神々から始まる (三〇 伊勢神宮にみる神殿と古代の家屋について考察した(三〇四頁)。上古の衣服、 左袵は国学者が関心を向けた(後

や神宮の宝物である横刀を図示する(一九四―五頁)。あるいは、「南都法隆寺ニ伝フル所ノ象牙尺あり」と(二〇九頁) 木村・および榊原は歴史の遺物を採用して典籍の記述と連結させようとする。出土品の武器残片(一九一—一九二頁) や法隆寺の古簸

ヲ閱スルニ銅板トスルモノ非ナリ」と藤貞幹(一七三二―一七九七)の偽証を批判した(八六―九四頁)。彼は政治上の抗争よりも、 後述)の『古京遺文』を引用して、 本書は第二冊、 訓読の考証が得意だった。 奈良時代までは紀事本末体の一面を保持した。第二冊、 さらに穂井田忠友(一七九一―一八四七)を引用して、さらには「正辞曰ク余亦塔一基ヲ歳ス其ノ経文 第一世期の「第十三 道鏡ノ乱」では、尊敬した狩谷望之(なお

歴史の批評には慎重で、 経平氏ヲ滅ス」まで編年式に戦争史の叙述であり、文字の考証や地名の考証が消滅した。もはや文化史や制度史の特質が認められない 記』・『百練妙』・『一代要記』を比較している(二一九頁)。第二冊は、とりわけて第四世期(二三一頁以下)が最初から最後の「第十四 お 新制を主題にした紀事本末体に格好な叙述は見当らない。 に任せた(第二冊。 一冊の末尾には榊原芳野が「校」として名義を残した。二人の結びつきが反映したのか。 「中古史一」になれば、 三一三頁。三三五頁。三四九頁)。本稿筆者の雑駁な印象では、第一冊の書法が第二冊に連続したとは認めがたい。 天皇と三種の神器との関係については自説を陳述しないで、こうした方面に議論が厳しい青山延于 深刻な考察は稀になった。 白河天皇が物詣に頻繁であったのについては、やや批判をうかがわせて、『中右 第一の「凡例」 にあった史体ないし史法は、 維持できなかった。 『皇朝史略 な

の域を脱しないものの、後述するように黒川真頼には明治二十年代に中学校教科書が成功している(『中等教育大日本通史』)。 明治二十年 したのに所在した。 木村正辞の四教科書のうちの後二者、『国史案』・『日本史要』の二書は、 木村正辞および黒川真頼の教科書稿本は残存した。本稿筆者は、それを学習する機会を得ていない。 なぜ未完成に終わったのか。 私見は、 黒川真頼との連結が失敗 それ故に、

代の別の一書(『近古史略』)も、その形式および内容を考察すれば、学制期に遡及させて考察するのが可能になる。

師範学校が管理し続けて、民間に払い下げられて、商品として普及したわけである。これをみても、 辻 敬之」「発売所 であった。 なお、木村正辞『日本史要』 には明治二十二年版がある。 その奥付によれば「明治二十二年六月十五日 普及舎」とある。本文の木版の袋綴の形式は、版心には「東京師範学校」とあり、 木村正辞『日本史要』は教育用図書 明治十一年版と同じである。東京 高等師範学校御払下」「発行者

## 【表3】学制期、文部省刊行、木村正辞著日本史教科書一覧表

	未完成	木版	和装		東京師範学校	=	日本史要	木村正辞		明治十年
*	未完成	活版	洋装		文部省	$\vec{=}$	国史案	木村正辞	八九	明治十年
*	完成	木版	和装	東京師範学校	文部省	$\vec{=}$	日本略史	木村正辞	六四	明治八年
*	完成	木版	和装		文部省	四	官版史略	木村正辞	<u> </u>	明治五年
	備考	事項	出版	編輯者の名義	出版社の名義	册数	書名	著者名義	総目録	年次

[註1] 「総目録」は、 海後宗臣『日本教科書大系』近代編、第二十巻、歴史三の「歴史教科書総目録」に登載の番号を指示する。

[註3]「\*\*」は、 榊原芳野と共著。右同、第二十巻、歴史三の『歴史教科書総解説』、五五五頁に解説が施してある。

海後宗臣『近代教科書大系』近代編、第十八巻、歴史二に全文を所収

#### ④司法省の修史と立法。

[註2]「\*」は、

のか参考とするに足りる。 法省の立法事業に勤務した経験が窺える。それにより司法省において国学者・木村正辞が正規の官吏として、どのような職務に従事した 強調している。その一例が【a】司法省の『憲法志料』であった。右に言及した講義録『国文』には、わずかな箇所ではあるものの【b】司 文部省から移動した木村正辞は司法省の【a】修史、【b】立法事業に従事した。坂本太郎は明治政府が歴史編修に強い意欲を示したと

### 【a】修史事業—『憲法志料』—。

明治初年の修史・教科書・国学者

三七

法省刊行。 索引を用意して、実用に備えた(首巻、例言、第五条)。 大雑把に「太古」―神代から始めて法制の沿革について、 木村正辞は司法省に勤務して、すくなくとも【a】【b】の二事業に従事した。前者は大作『憲法志料』の編纂であった。 和装本。 袋綴。十行二十二字詰。 全三十七冊。 史書から記事を抄出して配列、編纂している。大分量であるので、一編ごとに 全五篇三十七巻。版心には「憲法志料」、「司法省」と。史体は分類式で、 明治十七年。 時代を 司

年録』、 あり、 が言う憲法とは、 西欧のconstitutionの意味ではない。管見の限りに程度であっても、 冊の首巻には「例言」があり、聖徳太子の憲法十七条にちなみ「筆ヲ起セリ」と言う。ここで言う憲法とは成文法とでも言う程度で 宮崎成身『憲法類集』などの幕府法令集があった。封建領主制度の時代であった故に、制度上の視野は、その範囲であった。本書 日本全体に俯瞰した法制の意味であった 江戸時代の用例には、 石野広道『憲法部類』、宮崎成身『憲法編

出来事を扱う日記式と文化を分類して略述する史体を組み合わせている。黒川真頼には『工芸志料』がある。この場合の「志料」も、『憲法 文化を分類して略述した。黒川真頼の中学教科書『日本通史』(浜田健次郎との共著)および『近古史要』(矢野文雄との共著)は、 材料の意味であった。すでに言及したように木村正辞『国史案』は。 纂スル事」と規定した前例や元老院が調査した「国憲」の用語を踏襲して、 志料』の場合と同じ意味になる。これを要するに、文化を分類して関係史料を抄出して編纂する手法は、 た(第一条)。あるいは「大本遠ク神代ニ胚胎セル者、亦尠カラズ」と(第二条)。志料とは、「志」が分類式の史書の形式であり、「料」とは 家制定の法令とでも言う意味である。「国憲ノ基礎、 歴史が神代から開始すると看る歴史意識に所在する。これが国学者に通有する歴史意識であり、 遠ク神代ニ在リ」と言って、 木村正辞が担当した出来事の記事は編年式に略述して、 有形無形にわたる法制の観念が神代に淵源していると規定し 明治六年(一八七三) 六月、 国学者が得意にした 漢学者と違う。「国憲」 左院職制の「国憲、 榊原芳野 民法ヲ編 いずれも とは

既二是神代ノ遺伝タリ、 第三編は桜井友次郎が主となり木村正辞が兼務になった。 「例言」第二条には、こうある。「本書第三篇、 本書には国学者に特有な法制史の理解があった。『延喜式』から大祓詞を引用している。撰者は言う。「凡諸ノ祝辞ハ中世二見ルヽト雖モ 本書は史書とは自称していないものの、時代区分を設定している。上古・中古。近古である。第一、二編は木村正辞が直接に編纂した。 則之ヲ余ニ託セラレ、既ニシテ正辞太政官少書記官ニ転シ、民法編纂専務ト為ル、爾後余専ラ此ニ従事シ、本年五月ヲ以テ竣功ス」と、 而シテ其犯罪ノ名詳カニ此祝辞に見ユ、故ニ此ニ之ヲ付記ス」と(第一冊。 纂輯、 略成二及ヒテ判事木村正辞民法編纂委員二兼任シ、事務多端ナルヲ以テ志料校正ノ 木村正辞は民法編纂が主務になった。 明治十四年五月付、 二二丁ウ。 本書の用辞や訓読を丹念 第三編の第 一冊の

淵『祝詞考』を参考にして冒頭の「集侍親王諸王」からして本書とは訓読が違っていいる。木村正辞は本居宣長を学習しているのに間違な に点検すると、本居宣長『大祓詞後釈』に従っている。通行している『新訂増補・国史大系』本(吉川弘文館、 昭和三十六年) は

### 【b】立法事業―民法の語彙―。

年代の木村正辞の講義録『国文』には、こうある。「先年民法編纂委員の任を蒙りたるとき、総裁の命を得て法文に用ゐるべき文法書を造 任官の従五位、 十二年の『改正官員録』には、 司法省民法編纂局の開局を指している。語彙を担当したのが第二課であり、分任員たる木村正辞は、ここに所属した。 りたることありき」(二頁)。ここで言う「総裁」とは、司法卿・参議の大木喬任であり民法編纂委員長の意味である。明治十三年六月一日、 では、その個性が木村正辞であったと理解できる。後段に考察するように、 い言わば事務官の意味である。後には司法省の判事は、 木村正辞が従事した後者は、著名とは言い難い。 従六位クラスであり、青木信寅・尾崎忠治・北畠治房らが記載されている。 司法省検事局に判事として記載されている。この場合の判事は大審院の判事とは違う。 それでも明治初年の法典編纂には、 官制改革により書記官になった。 黒川真頼は学制期に文典の試作を次々に著わした。 国語に精密な国学者の知見が必要であり、 当面の木村正辞は正七位であるから、 管見に属した明治 大審院の判事は奏 明治二十 せいぜ

罪法講義』(明治十九年)や『憲法述義』(明治二十二年)を著わした。木村正辞は司法省において、そうした青年法学者と同僚になり、 文の語彙をめぐる職務に従事したのであった。 上操について略述している (二頁)。井上操は司法省法律学校の卒業生でありボアソナードの門下生でもあった。後年には自分の著書『治 木村正辞は右の講義録『国文』のなかに、明治十年にボアソナード講義『性法講義』・『刑法撮要』を翻訳、 筆記した業績により著名な井 法

# ⑤古典の訓読、文字の考証―『欟斎雑攷』・『万葉集訓義弁証』―。

無理であり、二つの時代に架橋されて成功した業績と判断したい 以前に着手していて、明治になり補強して刊行した。したがい、刊行された明治の時期のみに着目して新式な学事と判断するのは、 ここでは二著作(『欟斎雑記』・『万葉集訓義弁証』) に限定して、木村正辞の手法を理解する一助にしたい。この二著は、 いずれも明治 やや

冊の「序」第一行に「凡字には形あり音あり義あり、 【a】『欟斎雑攷』。形式は二冊。 和装本。 袋綴。 四ツ目。十行二十二字詰。 此三のものを具したるを文字とはいふなり」と言う。本書の根幹は清朝考証学をふ 明治二十一年。 光風館書店。 明治四十二年に再版。 内容は第

古典の文字、

名辞、

字音、

字義をめぐる精密な考証論文集である。木村正辞は自らの学問の系譜を説明している

以て校正し、且ツ考証三巻を作りて世に公ケにしたるによりて、我ともがらも容易に見ることを得るなり」と(巻二。三二丁才)。この記 辞は推奨した。『欟斎雑攷』巻二に、いわく。「日本霊異記ハ弘仁年間に、諾楽薬師の僧景戒の著せる書にて、いと古きものなれば、 生である。渋江抽斎は言うを要しない。森立之には『歴朝史要』(明治六年)がある。森立之には狩谷望之『倭名類聚抄箋注』の手写本(国 を隠せない。ここに言う『経籍訪古志』とは、 事には、 古へを考ふるたづきとなるべきこと多かり、昔 [セキ]に狩谷望之高野山の金剛三昧院に伝ふる古本と、尾張の真福寺に伝ふる古本とを 立公文書館、 ふ、本邦の刻本を蔵する人ハ、必此本を以て校正すべきことなり」と(巻二。四丁オ―ウ)。今では狩谷望之の旧蔵本を所蔵している喜び 著作に言及した一例は『箋注和名類聚紗』(巻一。二二丁才)。あるいは「其の朝鮮刻本ハ、もと狩谷望之の所蔵なりしを今余が家の蔵とな (二二丁オ・二七丁ウ・二九丁ウ)。巻二には、狩谷望之の名義が四例を検出できる(事例。 狩谷望之の古文辞学を継承していると言うのである。本書には狩谷望之の名義が直接に引用してある。巻一からは、三例を検出できる 此書ハ能登ノ国石動山僧大恵の旧物にして、大恵没後、狩谷の家に帰すと経籍訪古志にいへり、こハ文禄の役に獲しものなりとい 内閣文庫所蔵)。狩谷望之には著書『日本国現報善悪霊異記攷証』三巻がある。管見は嘉永四年(一八四八)後刷版。これを木村正 新に一本を閲覧できたのを喜ぶ明治十六年の追記がある 内閣文庫所蔵)があり、自分も『箋注和名抄訓纂』一冊(明治十九年刊)ある。渋江抽斎にも手写本の一本がある(国立公文 澁江抽斎 [全善] (一八○五―一八五八) と森立之 [枳園] との共撰。二人は狩谷望之の門下 四丁オ・四丁ウ・三二丁オ・三四丁ウ)。その

がない。 るのであるから、『経籍訪古志』を道具として活用するのは無理のない手法になる。ただし、木村正辞が使用した刻本の書誌は断定の自信 渋江抽斎らは狩谷望之の門下生であり、その蔵書に詳しいのは当然。繰り返すように、木村正辞も狩谷望之の緻密な学風に私淑して この当時には日・明治十八年(一八八五)版、 同じく清・光緒十一年(一八八五) 版が実在する。

学の大家である銭大昕撰『十駕斎養新録』を引用している(巻二。六丁オ)。 『経訓堂叢書』第三十一、二冊に所収)を引用している(巻一。七丁才)。唐・顔元孫『干禄字書』(『後知不足斎叢書』第十三冊に所収)に 言及して、「龍龕手鑑」と題した一節にいわく「龍龕手鑑ハ、いとよきものなり、 『欟斎雑攷』は、 猶普く異体字を集めたるものなり」云々と。「古書を読まむるにハ、必スこの書をかたへにおきて」云々と(巻二。丁)。 訓読の道具となる字書の類や清朝考証学の泰斗が引用してある。金石文については清、 いわく「清の銭大昕か書の校ずるに敗るゝもまた多しといひし こハ四庫全書提要にもいへるごとく、 畢沅 『関中金石記』(清 顔氏の干禄字書に 清朝考証

は韻別、 模な叢書の清・阮元、厳杰編『皇清経解』全一四○八巻、第一一五冊に所収してある。阮元の撰にかかる字書『経籍茲詁並補遺』一○六巻 ハうべなる事なり」と(巻二。一○丁ウ)。『十駕斎養新録』 音韻(五)、史·地(六—十二)、書誌(十三—十四)、金石(十五)、文学(十六)、天文曆(十七)、思想(十八)、雑(十九、二十)。大規 分類式の文字の原義や派生義を考証した。清・嘉慶版は六十四冊 阮元により嘉慶十年(一八〇五)であった。『潜研堂全書』や浙江書局重刊本により普及した。構成は経学(一―三)、文字訓読 は剳記。 本編二十巻、余編一巻。 嘉慶四年(一七七九)に出来上がった。

に係るを」云々と(巻二。三一丁ウ)。 本書を構成する考証論文は、元来が万葉集を訓読するため基礎的な仕事であった。巻一に、 今贅せず」と(三五丁ウ)。しかも、明治以前に出来上がっていた。いわく「本書に載せたる攷証どもハ、いつれも慶応以前の稿本 いわく「余が万葉集文字弁証に弁じ置きた

二丁ウ)。古典の訓読をめぐる考証の技法については蔵書家で古文辞学に通暁した先進を列挙して、「抑多くの古書を集めて世にも知らた (巻一。三丁ウ)。 三四丁ウ)。いささか大げさではあるものの、こうも言う。「明証ども甚多かれば、今委曲[ツバラ]二挙て千古の疑ひをとかむとす」と 一、二例をあげれば、「世々の有識者、古書の字様にくはしからずして、これらを一概に誤字とのみおもへりしハわろかりき」と(巻一、 矢代弘賢、塙保己一、狩谷望之の輩の補ふこと能はざりし逸文を得て、これを補ひ正すこと得たるハいと々々うれしく」と(巻二。

はならない、写本の伝来を調べるのには文字の状況が有力な判定材料になる、云々。 巻二には「皇国の古書にハ俗字を多く用ゐたる事」が設定してある。要旨、 写本に俗字が使用してあっても、軽率に正字に書き替えて

二。二八丁才)。 考察に際しては、 各所に「正辞按に」とか「按に」と頻繁にあらわれている。時には「按に。此文はこゝの証にハしがたし」と厳しい(巻

行した。その『付録』が、 ○頁)。木村正辞は『万葉集文字弁証』・『万葉集字音弁証』の二書をも著述、 加藤千蔭『万葉集略解』全三十冊(寛政五年―文化九年)を俎上に用字の訓読を論じた。 一例を言えば「右解の説は非なり」と(下巻。六 【b】『万葉集訓義弁讃』。形式は洋装本。上(九六頁)・下(九六頁) 二巻、二冊。早稲田大学出版部。明治三十七年(一九○四)。 全六冊であった。これより以前の明治三十四年から三十八年にかけて『万葉集代匠記』を早稲田大学出版部から全十二冊を逐次に刊 木村正辞の自著『万葉集訓義弁証』以下の三書の分載であった。それが単著にまとめて刊行された。 刊行して、本書を合わせて『万葉集三弁証』と称して三書一 木村正辞が

東京大学を退官した事情は講義が嫌いだったわけではあるまい。 あったろう。早稲田大学の講義録は、その為に便益を提供し学界に貢献した。 決断の根拠は、こうした旧稿を補修して刊行するのに没頭する意欲に

のうち第五―十冊に所収 九―第三十冊に所収してある。清・顧炎武『金石文字記』巻二が引用してある(下巻。六六頁)。これは『亭林遺書』全二十七巻、二十四冊 本は十六巻、 依拠して「六朝の俗字なるべし」と(下巻。四二頁)。あるいは訓読をめぐり、国学の先師を引用し、漢籍の『爾雅』・『広雅』・『説文』など とあるので(下巻。四八頁)、明治になり追加して論述されたのに違いない。ここでも著者は緻密に検証して、我国の俗字をめぐり漢籍に 『万葉集訓義弁証』には序文があり、 ざっと見渡した印象の限りでは、 国文学、史学から仏教の音義論をも引用して考察につくした。本稿筆者の理解は浅く限られた箇所を紹介できるのに過ぎない 八冊、天保十二年版。清・畢沅『経典文字弁証書』(上巻。三七頁)は、清・畢沅の『経訓堂叢書』全三十四冊のうち、 清朝考証学からの摂取がいちじるしい。清・左喧『三余偶筆』が引用してある(上巻。一七頁)。 安政二年二月の年記である。本文には「上野博物館に蔵せる天治年間鈔本の玄應音義巻十二にも 第二十

とあれど、其は非なりと棭斎はいへり」と(上巻。四五頁)。あるいは「棭斎の倭名抄訳箋注の説によりていふ」と(下巻。八六頁)。そし 下巻では、二例(下編。一〇頁。八六頁)。書名では狩谷望之『和名類聚抄箋注』(上巻。一七頁。下巻。一〇頁)・『日本霊異記攷証』(上巻 六頁、五七頁)が引用してある。言及の一、二例をあげれば、「棭斎の法王帝説抄注にもかくいへり」、「古事記伝巻四に(中略)と訓べし 本書も狩谷望之への言及が顕著。上巻では、同人の名義を直接に言及した事例が四件ある(上巻。一八頁。二四頁・四三頁・五七頁)。 師弟関係をも紹介して「和名抄箋注は、はやく岡本先生の蔵本を借りて余も写しもたるを」と(下巻。七八頁)。

葛城のならびなり、勝問田ノ池は志に添ノ下ノ郡六条村にあり、広サ千余畝といへり、郡山の北唐堤寺の東南の方にあり、 か是ならん、 本書には、時として地名の考察がある。いわく「高円山は大和志に添ノ上ノ郡白毫寺村の上方にありといへり、、今の南都の東方にて、 しはらくしるして、後人の是正を侯」と(上巻、二〇頁)。 右二説いつれ

く(中略)とよまでは聞えぬ歌なり」と(下巻。 翁の説に従へるは公平無視といふべし、 いて「は、これらの説をとらずして。県居翁の説によれるが如し」「此説いとよろし、従ふべし、其同郷同姓の久老の説に拠ずして、 木村正辞は賀茂真淵や本居宣長を尊敬していた。契冲・真淵・宣長を「三大人」と言う(下巻。九三頁)。荒木田嗣興『万葉品類妙』 | 学問の事は誰もかくあらまほし」と(下巻。 四三頁)。清水浜臣に対しては「浜臣が妬の誤也といひ、 九三、九六頁)。 又故と通じたるならむといへるは 別の一例を引けば「本居翁の説の如

協した (上巻。三一頁)。狩谷望之が本居宣長を批判したのに対しては、「古事記伝巻十九に (中略) とある。この解は信にさることにて\_ 加藤千蔭が本居宣長説の「キミガサスベキ」を批判しているのについて苦慮して、「吾」字は「もとのまゝにて、キミとよむべきなり」と妥 ともにわろし」と厳しい(下巻。 四二頁)。それでも、 時として苦慮した。巻九の一六八三番歌である。「吾刺可」の「吾」 の訓読をめぐり

#### 註

と了解した(下巻。八一頁)

- 履歴書が不備であったのに所在する。それらは職員録や官報の類を活用して、補充するように努力したい。 国学の研究』(弘文堂、平成十九年) は、 年)が『万葉集』研究を中心に考察、批評している。そこには学制期の教科書や司法省の『憲法志料』が捨象されている。 (1) 従来の伝記的説明には、昭和女子大学近代文学研究室編『近代文学研究叢書』第十三巻(昭和女子大学近代文学研究所、 一二六頁。管見の限りでは、従来に通行した木村正辞の履歴の説明には、 近年の東洋文庫所蔵、岩崎文庫に所収されている稿本類をふまえた大沼宜規の諸研究を整理して ある種の制度上の曖昧さが否めない。 その原因は辞令や 藤田大誠『近代 昭和四十
- 本書紀異本考』・『万葉集書目』・『万葉集提要』などの業績があった。研究の基礎になる先進の業績や諸写本の情報を整理したのであり 正道的な手順と認められる。 (2) 栗田元次「書誌学の発達」(史学会編『本邦史学史論叢』 下巻 [冨山房、 一三四九頁 昭和十四年]) が指摘するように、木村正辞は明治以前に『日
- 究』[久伊豆神社小教院叢書五] (弘文堂、平成十九年)、第二章「明治初年の国家祭祀形成と国学者」。 (3)坂本是丸「近代の神葬祭の歴史と墓地の問題」(礼典研究会編『神葬祭総合大辞典』[雄山閣、 平成八年])。 藤田大誠『近代国学の研
- (4)岩橋小弥太「万葉集の畠に芽ざした近世の国学」 (辰巳利文編『万葉集論考』 [素人社、 昭和七年] 所収)。
- (5) 佐々木信綱「万葉集研究史」(『万葉集講座』第二巻[春陽堂、昭和八年] 所収)。
- 山田孝雄『万葉集と日本文芸―生きて来た万葉集―』(中央公論社、 昭和三十一年)、六八—六九頁
- 謙虚に『日本書紀』の原型をめぐる試案に過ぎないと留保している。『日本書紀』は最初から漢文で叙述されたのではなく、万葉仮名であっ たろうと仮説を提案している。これは賀茂真淵が『万葉集』の原型を提示したのを想起させる。『東京学士会院雑誌』第+七編四号(明治二 木村正辞は史学会の会員であって、史学への関心が持続した。『史学雑誌』第五編六号(明治二十七年) に掲藝れた「史学一班」は、

あると限定した。 十八年)に掲藝れた木村正辞「史学家の沿革」。明治八年の『洋々社談』五号に発表された木村正辞「反正天皇の崩年」は、こうした修史の 一端であろう。後年にも木村正辞は史学に関心があり、史学会の会員であった。しかし謙虚であった。史学と言っても、古典への関心で

史略』二十五冊。『国史案』十五冊。 (8)前引『近代文学研究叢書』第十三巻、四一八頁によれば、木村正辞の蔵書目録には以下の自著稿本を認める。『史略』二十冊。『日本